

いまこそ「反インフォーマル組織、共闘を

—見えない「敵」が見え始めた！—

〈資料I〉 知られざるAGS民労の素顔——民航労連AGS労組

〈資料II〉 『サスコミ』の団結破壊を許さず——全印総連新日本印刷分会

〈資料III〉 「合理化」を狙う組合破壊攻撃——食品労連ネッスル日本労組

〈資料IV〉 労戦再編下の組織攻撃に攻撃的に対応

——合化労連化学一般昭和高分子労組

〈資料V〉 インフォーマル組織=再建同志会の介入は不当労働行為

——紙パ労連安倍川製紙労組

〈資料I〉

知られざるAGS民労の素顔

(生) 日本航空の下請企業で従業員二五〇〇人、第一組合は約八五〇人。

AGSの中に自らを「民主・労組」と呼ぶ組織が生まれて、この五月でまる七年

目を迎えようとしている。

一般には市販されではおらず、SAS (ソーシャル・アカデミー・セミナー)

民主——ひびきのよい言葉である。このひびきに不快感をおぼえ、反発を感じる人はきわめて少ないであろう。ましてや、戦後世代が圧倒的に多いAGSにおいては。

さて、この『サスコミ』七九年一〇月号であるが、この中では「ソ連の実像と虚像」とともに「AGS民労民主化の歴史」と題する特集記事が組まれている。いわば民労の「闘争史」ともいうべきである。

しかし、この六年と数ヶ月の間にあらわしてきた「民主・労組」の姿は、民主の名からはほど遠いものであり、その反民主的、反労働的な姿勢や方針はそのつど批判されてきた。

▽『サスコミ』登場

こうした民労の「素顔」の、よりよ

くある。

理解に役立つ雑誌が今ここにある。名は『サスコミ』(SASCOMI)。その七九年一〇月号である。

『サスコミ』——あまり、というよりはほとんど耳にしない、したことのない名である。そもそもそのはず、この雑誌は

ここで特に興味深いのは、この雑誌が特定の読者を対象にしているため、この記事も一般的の目にはさらされないという前提で書かれていること。そこからくる安心感(?)のためか、中には素直な「告白」ともうけとめる内容のものもある。

『サスコミ』やSASについては後にゆずるとして、まずはこの「民主化の歴史」(その裏返しとしての反民主化の歴史)を、その記事に従って紹介しようと思つ。ちなみにこの記事の作者は、坂井

* 《今月の資料》いまこそ“反インフォーマル組織”共闘を

いる（以下「」内は『サスコム』より）。

▽日航経営の腰痛発生責任を免罪

坂井氏はAGS労組結成（六二年一月）の翌年の三月に福岡で入社し、八月には「自分で希望して東京に転勤して」きた。そして「まわりを見てみたら、（AGS労働）組合に入っている人が多いので自分も入ったが一つの間にか政治的な要求ばかりが前面にでてくるようになり、一回次第のうちに、政治闘争に偏重し、会社との対立を煽るようになってき」たため、「こういう組合のやり方に疑問をもって……（六六年一二月に）抜けていきました」——と、まずは自らのAGS労組脱退の「いいわけ」から、この記事をはじめている。

ここで坂井氏が指摘している『会社との対立』の時期とは、東京オリンピックを契機におこった腰痛大量発生の責任とその保障を求めて、AGS労組がストライキをかけて闘った、いわゆる四〇年闘争と呼ばれている時期のことである。この闘いはマスコミでも大きく報道（読売「羽田の裏方さん」に職業病、朝日「過労で病人続出と时限スト」等）され、社会問題にもなった。腰痛休暇や賃金保障などの腰痛に関するさまざまな保障は、この闘いを通じて確立されたのである。

また、この当時国・労働省は、慢性疲労によって発症した腰痛は労災と

殺についての、「腰痛に苦しむ仲間も組合活動に引きずり込み、あげくの果て見方も、日航免罪論ならばこそなしえるわざといえる。またそれが民労幹部の思想の特徴でもあるのが…。

それにしても、とうとうAGS労組は、悪魔の集団にまつり上げられてしまつたようである。



組合つぶしの労働雑誌『サスコム』

▽くずれざる虚構「白書」は語る

さて、坂井氏は先に、六六年以降のAGS労組員の減少の原因が、「組合が左傾化し」「政治闘争に偏重し」たため、脱退していく」った、というのである。

本末転倒もはなはだし。ここで重要なことは、何が「まるで喪章」のような「シロヌキで「命」と書いた腕章」を着けさせるまでに労働者を追い込んだのか、ということである。それは四〇年闘争を身をもって体験した人（坂井氏もその一人なのだが）なら理屈抜きでわかるよう、極端なまでの人のへらし「合理化」であった。坂井氏はそこを素通りして、ストレートに「組合の活動が職場を暗くした」としている。日航経営の責任を不問にして、その免罪論の立場から、逆に一切の責任をAGS労組になすりつけようとしているのである。

この「白書」には、「現状を分析勘案して、の席上である。

これが初めて公の場に姿をあらわしたのは、四月二十一日の春闘第八回団体交渉の席上である。

この「白書」には、「現状を分析勘案して、つつ将来的な展望のもとに労使間の安定を目指す確となるべき基本的な考え方」が述べられており、その総論としては、AGS労組の「体質改善が不可能な場合に一切の責任をAGS労組になすりつけようとしているのである。

しかし、坂井氏によれば、「組合は……徹底的な壊滅作戦を講ずるべきであ

黒の中にシロヌキで「命」と書いた黒い

昨年七月の不幸な小西君（札幌）の自

のうとした新勞の誕生を期待したい」としてござる。ようは、AGS労組つぶしと第二組合結成の計画書である。しかしながらそれが会社自らの手で書かれているのだから迫力がある。

「白書」のくわしい内容については別にゆがるとして、前記の坂井氏の指摘の部分は、「白書」では——高橋勤労担当役員に代り山勤労担当役員が日本航空から出向するに及んで、将来の企業の危機感からAGS労組の壊滅作戦（脱退工作）により、当時約三百五十名の組合員が「一百十名になってしまった」となっている。会社の脱退工作により組合員数が減ったことを、はっきり認めているのである。

もうこうなってしまっては、坂井氏のいう自説などは、虚構以外のなものでもないことは明らかである。

もう一度念をおす。この「白書」は、会社自らが作成したものである。坂井氏の「このことは正しく理解されたい。

た「この時、たまたまできたのが「互助会」で」あり、「みんな…救いを求める」など、互助会に入ることだと、うのである。この「互助会は私たちの一いつの救いであった」と――。

互助会——この名になつかしさを感じる人もいるでしょう。この会は六八年三月に結成され、民労結成後その「歴史的」な使命を終えて解散した。いわば民労の「前身」とも言える互助会に亘る会結成にあたりAGS労組は、「これは私達働く労働者に対する挑戦」と受け取る、この会が会社と一緒にになって「合理化」推進の源動力となり…身体を壊しても何もいわせず、ただ黙々と働く労働者を作るための組織」であることを指摘した（六八年三月二五日付闘争ニュース「互助会のねらいと本質」）。

この組合の指摘に、会社はさっそく「労働部速報」（6月15日）で反論してきた（会社が、である）。その内容は、互助会が「純真で愛社精神の旺盛な従業員の自発的意志で、組織された団体であり」、「セシニティには共感を禁じ得るものがある」というもの。あくまでも「白癡的（な）…団体」というのである。

坂井氏の話を続けよう。

「良識ある人間はどんどん組合を脱出して」いたのであるが、AGS労組の闘争のため「職場はだんだん暗くなり…仕事なんてでき」なくなつていった。そして、「これではいけない…なんとかしなければいけない」と思つて「

入りて」いた互助会は、実は「会社がつくれた」といふやうな団体」という話しがでござる。これに対しても、うことになる。そしてさらに云は、「会社」は、「互助会がそなつては「がりくれどいいやめた」うな団体」が、「私たちの一つの救い」であった」とふうことにあなるのである。

坂井氏が互助会でどのような役割りをするかはしたがて定かではないが、民労の「前身」とも言える互助会に亘る会結成にあたりAGS労組は、「これは私達働く労働者に対する挑戦」ということになり、七四年一〇月に十三名が集まり、結成の準備が始まっています。そしてその後、「おもくろひまでお金…を借りたり、預金通帳からの金部金をおろして上面」たり、まだ、「時には、連れ込み宿を（会議室）使」らるしながら、さらには「おもむかせなれば、なおさらのことである（これについてはちよぶれる）」。

「サバコミ」が明るみになったため、はからずも、AGS労組と坂井氏の認識がきわめて近いものであつたことが、「皮肉」にも証明される結果となつた。しかし、認識が同じでも、立場が違えばその後の対処の仕方も違つてゐることは、自明の論理である。坂井氏の民労結成までの過程は、その」とおちつたために示しているといえる。

▽興味ひく互助会認識

坂井氏の「告白」はいくつ――。

「興味ひく互助会認識」は、「会社がつくれた」という話しがでござる。

「みんな（が）…救いをねらひ」と…

の互助会についての坂井氏の認識は興味深く。「会社がつくれた」といふやうな団体」ところのである。

「みんな（が）…救いをねらひ」と…

それは、民労結成を準備するうえで、互効会とは「会社がつくれた」ということである。先に坂井氏は、

互効会とは「会社がつくれた」ということである。先に坂井氏は、

互効会はできたものだ、「相談わらう」と云つてはいるわけだが、それと「話をうけ」から結成準備がはじまる。どうのである。はじかれた

の互助会を組合に譲るよろではないか」という話しがでござる。これに対しても、坂井氏は、「互助会がそなつては「がりくれどいいやめた」うな団体」だつたら、お手伝いします」と結婚的な賛意を示していく。

しかし、なぜか「結婚せよ」までつま

く追まなかつたため、「互助会は…話をつけ」、我われだけで組織をつくっていったらどうかという話しがでてきたわけですね」ということになり、七四年一〇月に十三名が集まり、結成の準備が始まります。それと同時に、結成の準備が始まっています。そしてその後、「おもくろひまでお金…を借りたり、預金通帳からの金部金をおろして上面」したり、まだ、「時には、連れ込み宿を（会議室）使」らるしながら、さらには「おもむかせなれば、なおさらのことである（これについてはちよぶれる）」。

「サバコミ」が明るみになったため、はからずも、AGS労組と坂井氏の認識がきわめて近いものであつたことが、「皮肉」にも証明される結果となつた。しかし、認識が同じでも、立場が違えばその後の対処の仕方も違つてゐることは、自明の論理である。坂井氏の民労結成までの過程は、その」とおちつたために示しているといえる。

▽興味ひく互助会認識

坂井氏の「告白」はいくつ――。

「興味ひく互助会認識」は、「会社がつくれた」という話しがでござる。

「みんな（が）…救いをねらひ」と…

それは、民労結成を準備するうえで、互効会とは「会社がつくれた」ということである。先に坂井氏は、

互効会はできたものだ、「相談わらう」と云つてはいるわけだが、それと「話をうけ」から結成準備がはじまる。どうのである。はじかれた

は、それは「会社がつくれといつてできたよな」「互助会に…話をつけ」から結成準備を始めたということになる。さわめて素直な「告白」に、民労のルートをみる思いがする。しかし、話はそれだけか――。

▽大森・沢田屋の謀略？

ところで、かつてAGS労組が発行したパンフレット「闘の下で」の次のようない文――、組合の役員や中心的な活動家の多くが要請行動に出かけるのを見計らっての「AGS民主労働組合」の公然化であった。

調査すると、会社の課長クラスの人たちはじまつて、そこには日本生産性本部の土屋と加納・渡辺・山本・中村の次長と第二組合結成の主謀者らが参加した。「分裂の後盾は石井取締役だ」

日航とAGSは、AGS労組が組織拡大にとりくみ、従業員の過半数を制する寸前に第一組合をデッチあげてきたのである。――を読んだことのある人は、その中のヒトコマを思い出したであらう。それは、もちろん民労結成にかかるエピソードである。これは民労結成公然化の夜に、本部組

合事務所にかかってきた、相手不明の電話のこと、いわゆるタレコミを記したものである。民労結成以来すでに七年を迎えるとしている今日に至っては、民労組の入風をもって設立された。

――互助会が法外の団体である限り…性本部の土屋と加納・渡辺・山本・中村の四次長と第二組合結成の主謀者らが参 加した」のか、さらにはその「後盾は石井取締役だ」ったのか――これらの真偽をさぐるすべは残念ながら見当らない。

しかし、ただひとつはっきりしていることは、このエピソードを明らかにして以降この四年数ヵ月の間に、会社・民労はもちろること、ここで名指しをされたただから、ただの一度も抗議や打正の要求が、公式にも非公式にもなかったことである。

坂井氏は強調している。「旧労の多い職場では暗い状態でした。しかし、みんながめざめて旧労を脱退し、民労に入った時、その職場は明るくなりました」と、みなさんにこの言葉をどう判断しますか。

▽分裂の計画書「勤労白書」

「第一組合結成の相談は、大森の沢田屋ではじまつて、そこには日本生産性本部の土屋と加納・渡辺・山本・中村の次長と第二組合結成の主謀者らが参加した」「分裂の後盾は石井取締役だ」

日航とAGSは、AGS労組が組織拡大にとりくみ、従業員の過半数を制する寸前に第一組合をデッチあげてきたのである。――を読んだことのある人は、その中のヒトコマを思い出したであらう。それは、もちろん民労結成にかかるエピソードである。

さて紹介したい。ここでは紹介だけだととめておく。

――互助会については…会社の指導の

ことに、昭和四十三年三月に、約七百名の人風をもって設立された。

――互助会が法外の団体である限り…活動に限界がある…会社と…の関係は上下の関係である。

――四十七年の春闇で…互助会…の幹事会で…①解散するか②AGS労組に合流するか③新労を結成するか、の論議までされるに至った。

――親睦団体ではもはや…会社の發展は望めない…という路線に立たされた互助会内部としては、發展的解消として労使協調路線にのっとった新労結成の動きもある…やうした動きを抑制する

のは好ましくない。

――互助会の育成については、会社として責任をもつべきである。

――脱退工作を強力に進め、組合の収入源を減少させ、活動を停滞ならしめる。

――組合費のチェックオフを止め、収入源をたたきい。

――各職場の要注意人物を徹底的にマークする。

――互助会の…目標は…全員加入とする。これが将来万一新労結成された場合…大きなメリットになる。

――互助会の達成し…がなされ…た場合には、新労結成はひかる。しかし

ながら最終的には、新労結成に到着するであろう。

――(AGS労組の体質改善)最大限

の努力をした結果、それが不可能であつた場合、組合が二つになつて止むを得ないと…いう結論を導き出すべきであらう。

――AGS労組への全員加入…体質改善が不可能な場合当然この方法は危険であり、その場合、徹底的な毀滅作戦を躊躇すべきである。

――互助会の組合化…直ちに組合への移行は…興味が悪い。別のところで新労の旗上げをさせ…そのまま新労に移行出来るような万全の体制をとるべきである。

――新労の結成については、互助会の内部…そして当面労部が…それそれで労の旗上げをさせ…そのまま新労に移行出来るよう

――新労の結成について…が…まず会社が動機づけを行わない限り生まれるものではない。

――第一組合の結成が裏面に表れた場合…相当な混亂が予想される…最悪の場合には流血の惨事も起り得るかもれない。

――第一組合が崩壊寸前であるという現象も、歴代互助会幹部の弊がある。

――ただ単に現AGS労組の対抗馬として新労結成を考えるならば、将来的に大きな誤算となる。

――どのような指導者であれ…過去數年間きたえ抜かれたAGS労組の指導

者と、同格に理詭を展開できる優秀な者でなければならない。そのためには相当なる理詭武装も必要であり、…会社としても…時間的余裕その他ありとあらゆる便宜および援助を惜しむ事なく、侧面からバック・アップをする態勢をとらねばならない。

—結成された場合…殆んどの者が新勞に移行する…見通しがなければまず問題が残る。

—致団結した労使協調路線にのった新労の誕生を期待したい。

先にこの「白書」を、「AGS 労組つぶしと第二組合結成の計画書」と指摘したが、以上の点を統んでいただけではなく、この指摘もご納得いただけるでしょう。

▽なんでもかんでも共産党

話しを本題にもどしましょう。

二つの法廷闘争のうち、まずは不當差別問題。これは坂井氏がいよいよ、一都労委の指示に従って、昭和五十三年に和解しました。和解金は九百万円です。坂井氏はこの和解金がひょくに気にいらぬいらしく、「九百万円…汗の結晶」「なぜ…渡さなければならぬのか、我われ…民労…は指をくわえてみじろ」というふうに「九百万がどう…分配されたのか」という…と二十七名（注、提訴人）の一人一人に六万円ずつ（計百六十万円）

提訴人に支払われたのは五万円（計百三十五万円）、②ボーレンではなくシャープ・ベンシル、③弁護士に支払われたのは二百万円——となる。しかし、坂井氏が最も強調したいのは、個々の金額の問題などではなく、ただひとつ、「共産党の弁護士に三百万円支払われた」——これが坂井氏による分配のやり方である。

ます、『困る』を指摘すると――

細明途由決済金額				
摘要	収入金額	支払金額	差引残高	
	9,000,000円			
弁護団報酬		2,000,000円		
解決御礼 労連		300,000円		
区労連		100,000円		
都差判撤廃共闘		50,000円		
申立人退元 K 5万×27人		1,350,000円		
組合員退元		600,000円		
タオル		290,000円		
パンフ印刷代		116,000円		
勝利集会東京		534,530円		
他労組・団体接待費		117,000円		
勝利集会札幌		149,020円		
札幌集会オルグ		39,590円		
雜費（祝儀袋・郵便料）		2,040円		
		5,648,180円		第18期予算へ繰り入れた 3,351,820円

この点についての結論からいえば、それは「不知」だし、関心もないことである。私たちのために誠意をもって活動してくれるか否かが、弁護士をえらぶ唯一最大の基準である。一般的にも、「あなたは××党ですか」などと確認してからでないとお願いしない、という話は聞いたことがない。

▽「間違い、だらけの裁判批判

次は、もうひとりの裁判闘争である職業性脳痛症患者賠償請求事件、いわゆる「私の困った範囲で」とことわったうえで、和解金の分配について、誤った記述をしておられるにすぎない」と述べている。これはAGS労組員四名（つか一名は

最近の「道」（第四十八）—田労いでなあに？ 共産党の支部（々）——の内容からみてもわかるようだ、ようはなんでもかんでも共産党に結びつけたいのである。

先ほどは「間違い」と記したが、こうみてくるとそんな単純なものではなく、一定の目的をもった、きわめて意図的なものであることがはっきりしていく。やえに坂井氏にひとこと今からでも運営の必要はないのか）。最後に「共産党の弁護士…」によれば、話しが次にすめたいと思う。そうしないと、あとでまた、否定しなかつたからやはりそろなんだ、などといわれそうだから。

この点についての結論からいえば、それは「不知」だし、関心もないことである。私たちのために誠意をもって活動してくれるか否かが、弁護士をえらぶ唯一最大の基準である。一般的にも、「あなたは××党ですか」などと確認してからでないとお願いしない、という話は聞いたことがない。

* 《今月の資料》いまこそ“反インフォーマル組織”共闘を

家庭の怨念により、この三月に退院)が原告となり、腰痛になったことによつて生じた精神的損害逸失利益(交替制動から日勤に変更したことによる手当、割増料など)など、総額千六百三十万円の支払いを求めて、AGSと日航を相手取り東京地裁に「起した」(「腰の下で」)ものである。これは表面的には損害賠償請求裁判であるが、その本来の目的は、腰痛を継続的にしかも大量に発生し続けた、AGSとその親会社である日本航空の責任を社会的に明らかにし、あわせてその予防をはかるところにある。

さて、坂井氏はここでも「間違い」をしている。原告の四名は「筋々膜性(きんきんまくせい)」腰痛で…ヘルニアではない」というのである。しかし、その実は、一名は椎間板ヘルニアであり、他の三人は腰骨症だったのである。このことは「腰の下で」の中にはっきり記されているが、坂井氏は「そんものはみてない」ともいうつもりでしようか。いやいや、それはできません。なぜなら「ナスコミ」に掲載されている写真のうち二枚は、明らかに「腰の下で」から転載したものだから。しかも、無断。で一。

坂井氏の話しを続けましょう。「筋々膜性腰痛ならば、なおそとすればなおすことができるのです…」(回手術をしてそれでもなおなかつた人がいます)が、そういうことで裁判するのだったら

原告の怨念により、この三月に退院)が原告となり、腰痛になったことによつて生じた精神的損害逸失利益(交替制動から日勤に変更したことによる手当、

わかりますが、なあそともせずに筋々膜性腰痛で裁判に訴える」。

四名が筋々膜性腰痛でないことはすでに指摘したとおりであるから、この文でものはその前提からすでにくずれているのであるが、問題点はやはりきちんと示しておく必要がある。

まず、第一にはなぜ「二回手術をして…もなおらなかつた人が…裁判するのだからわから」るのか(原告の一人は二回「手術をして…なおらなかつた」)。

第二には、なぜ「なあそともせざ」と決めつけるのか。その根拠は、

そして第三には、なぜ「ヘルニアではない」「筋々膜性腰痛で裁判に訴える」ことがいけないのか—この三点については、ぜひ坂井氏の言い分をきいてみたいためだ。「良識ある」坂井氏のこと、駄々などはましてやありますま。

坂井氏の腰痛裁判についての話しあさらに続く…。

民労の教育活動日誌

8月3日 ～5日	富士社会教育センター
12月30日 ～2月1日	S A S 教育上級コース
3日	サスコミ編集会議(増田)
8月1日	民労シフト委員会
2日	東京支部レクリエーション(山中湖バハイク)
6日	サスコミ編集会議(齊藤・増田)
14日	第5回中央選挙管理委員会(開票)
15日	第7期役員選挙投票結果発表
18日	第188回本部執行委員会
19日	民労シフト委員会
25日	労働組合幹部特別研修
54年2月24日～25日	民労S A S 教育
3月24日	民労大阪支部S A S 教育
	松下研修センター
	大阪共済会会館

でも共産党」なのだから――。

「・共産主義・の研究
民主的労働運動を進める上で大きな障害のひとつに共産主義がある。民労が進める民主的労働運動の一層の発展を期すために共産主義勢力は排除しなければならない。AGG労組(旧労)が多くの方で我々民労の活動を妨害していることを考へればその必要性は明らかである。

さて、坂井氏のこの反「民主化の歴史」ももう終わりとなつた。最後に坂井氏の決意を紹介しよう。

—単なる人間関係だけでは限界があるので。筋々膜性腰痛だといつている人が、どうして一時間や一時間半もビラまきができるのでしょうか?…その人達は共産党に利用されているのです…。結局、共産党は…利用しているにすぎないのです。

民主的労働運動を進める上で大きな障害のひとつに共産主義がある。民労が進める民主的労働運動の一層の発展を期すために共産主義勢力は排除しなければならない。AGG労組(旧労)が多くの方で我々民労の活動を妨害していることを考へればその必要性は明らかである。

そのため共産主義勢力が何をしているか、具体的な事例研究をはじめとして、共産主義とは、学ぶ学習会を開催し、新らためて共産主義者の団らしさ

この点についてのコメントは、もう必要な安定があるので。…この点についてのコメントは、もう必要な安定があるので。

—企業が発展してこそ私たちの生活の安定があるので。…この点についてのコメントは、もう必要な安定があるので。

を学ぶ大きな成果をおさめた。

共産主義勢力からの攻撃、没落に対する抗する強固な組織づくりを目指すため今後も多くの「共産主義研究」の学会を計画していきたい」(民労運動方針より)。

—旧労はなぜいけて民労のような組合がなぜ必要なのかをわかつてもいえる教育をどんどんやつていただきたい。そううたる「決意」である。労組には「共産党」「革命」のレーテルをはり、そして自らにはその団体のための理論武装や教育の必要性を強く訴えている。

じつは、この民労の教育の一環を担当しているもののひとつが、「サスコミ」の発行所である社会労働問題研究所・社労研=主催の「SAS学校」なのである。

▽日本の暗部——「サスコミ」

「AGS労組・B4版」に十回にわたって連載された「AGS民労反民主化の歴史」をまとめて、とりあえず第一部として発行しました。引き続き「日本の暗部——「サバコミ」と題して「サバコミ」とは、その発行所である社労研とは、そしてそれらの背後にあるものは、さうしてそれが今日の日本の中でどのような役割りをはたし、またはたたうとしているのか——に迫っていきます。

さうした中から浮かび上がってくる、「一部の幹部のみが知る」「知られざる」という言葉が現れます。

（資料II）

『サスコミ』の団結破壊を許さず

全印総連新日本印刷分会

△共同・凸版板橋労組を

脱退させた黒い潮流

—新日本印刷もねらわれている

全印総連の最大手組合であった共同印刷組が、全印総連からの脱退を始めたことは、私達の要求実現闘争にとっても、共同印刷に働く労働者自身にとっても大変不幸な事態だと見えます。

ところで今から一八年前、凸版板橋労組も今回の共同印刷と同じようなやり方で全印総連から脱退させられていったのです。

凸版板橋労組にしても、共同印刷にしても脚かしい伝統を持った、強

い團結力を誇った組織であり、それがな

ぜ産業別組合からあえて脱落していく

たのでしょうか。もちろん会社からの弱

化工作があつたのは事実です。しか

しこれまで手放すはずはありません。にもかか

わらず階級的・民主的組合が会社の窓の

まことに組合に変質していったのは、

組織=インフーメール組織を結成することから始まります。

さて、注目の「サバコミ」とは、これら秘密組織の学習教育のための月刊雑誌として登場します。この「サバコミ」の一九八一年一月号にこどもあらうに新日本印刷における労使関係が悪惡化したのでしょうか。もちろん会社からの弱化工作があつたのは事実です。しかし、労働者が会社の干渉だけで自らの組合を手放すはずはありません。にもかかわらず階級的・民主的組合が会社の窓のまことに組合に変質していったのは、

新日本印刷にみる共産党的中小企業工作

「今はストを打てば何とかなるという時代じゃないよ」「完全な組合活動なんてありえない。矛盾はどこにでもある」「成績が極限にまで悪くなったらときは配属転換もやむを得ない」——これは、いわゆる民主的労働運動を推進する労組の幹部の発言ではあります。れっきとした共産党員と思われる左翼労組の幹部の口から出た言葉なのです。

印刷業界の中堅企業、新日本印刷(資本金四千万円、従業員二六四名)やは、共産党労組が実質的に企業運営における意思決定に参加するに至り、職場は共産党の政治目的に完全にとり込まれているといふ驚くべき実態が展開されています。先に引用した言葉は、この新日本印刷の大半(一八〇名)を組織した総評年下の全印総連・東京地連新日本印刷分会(以下分会といふ)の前委員長である落合源輔の発言です。別のところで彼は、「新日本印刷はいかなる問題も労働組合の承認なしには進めません」と豪語しています。企業の心の支配者になった今、彼には共産主義の思想は必要なくなったのでしょうか。否、そうではありません。ここに共産党的中小企業工作のからくりがかくされているのです。

△コラッケとウソで困めた

「サスコミ」の主張

——ニース提供者・X氏の品位を疑う

「職場は、共産党的政治目的に完全に取りこまれている」「落合地連委員長が企業の影の支配者になっているなど」「サスコミ」の口頭から飛び出したデマと中傷にあ然とした人も多いと思います。

この記事の筆者である岩本喜行という男にニースを提供した、新労中松幹部（仮にX氏としておきましょう）の頭の中には新日本印刷分会・共産党＝悪いもの、という単純な思考方法しか存在していないようです。

労働組合の経営参加というのは、この「サスコミ」の筋である民社・同盟路線の専売特許であり、大いにお咎めにあつかつてもよいはずなのですが、全印総連分会の経営参加は「惡」であり、裏に共産党的政治目的が隠されているとは驚いた偏見ぶりです。X氏の頭脳には、分会・共産党＝過激路線というバーチンしか入っておらず、分会が柔軟な方針を取っていることが意外であり、残念でならないのです。なぜなら自らの専売特許を取られたようなものだからです。私達の経営への民主的参加は、一九七三年の全印総連本部八戸大会における「中小企業における労働組合の問題」の

方針にもとづくものであり、ついでに言つておけば全印総連は総評の中では中間よりやや左寄りに位置することは事実ですが、本部の高橋委員長も比留間書記長もれつきとした社会党員であることを申しそえておきます。

又新日本印刷分会の執行部には共産党支持者は確かに大勢いますが、共産党的政治目的を大会や執行委員会で押しつけたことは結成以来一度もありません。ましてや職場が共産党的政治目的に完全に取りこまれているとは何を指して言うのでしょうか。

また、落合地連委員長が企業の影の支配者になつていても、落合氏は八〇年一月で常任委員を下りており、八一年の一月号でそんなことを甘うす。これはおそらく落合氏が、常任委員の事実誤認もはなはだしい。

落合氏は確かに常任委員當時、労働者にとつてもかなり厳しい問題提起をしてきたし、無責任な管理職の批判もやつてきました。しかしそれは、活版中心の過剰化も、八〇余年とまでは、会社側も認めて昭和三七年に、分会が公然化した後も一〇年間程は弱小組合として二〇数名の組織にとどめました。その後も一〇年間程は弱小組合として二〇数名の組織にとどめました。その時代が続くのですが、まさに奇天の羅窟ともいいうべきある事件をきっかけとして、従業員の過半数を組織する程に飛躍的に勢力が拡大するのです。流れを変えた事件

その事件とは賃金改訂期変更問題であります。昭和四七年に賃金昇給時期を一月から四月に（他社並みに）とすることによって、出からくる希望ではないでしょうか。までの三ヶ月間は旧賃金水準のままで

つながりかねない部分が二ヶ所もありま

す。

では、いかにして新日本印刷の中で共産党系労組がこのような影響力を持つに至ったのかをみてみましょう。

三度目の組織化

分会は新日本印刷の組合の歴史からみると、三回目の組織化により生まれたものです。以前には、産別会議時代と總評全国一般の組織ができるのですが、会社側の切り崩しなどにより解散になつたという経緯があります。

その後、共産党オルグの工作により、昭和三六年一月に四名の見習工によう秘かに組織が作られました。昭和三七年に、分会が公然化した後は八〇年一月で常任委員を下りており、八一年の一月号でそんなことを甘うす。これはおそらく落合氏が、常任委員の事実誤認もはなはだしい。

落合氏は確かに常任委員當時、労働者にとつてもかなり厳しい問題提起をしてきたし、無責任な管理職の批判もやつてきました。しかしそれは、活版中心の過剰化も、八〇余年とまでは、会社側も認めて昭和三七年に、分会が公然化した後も一〇年間程は弱小組合として二〇数名の組織にとどめました。その後も一〇年間程は弱小組合として二〇数名の組織にとどめました。その時代が続くのですが、まさに奇天の羅窟ともいいうべきある事件をきっかけとして、従業員の過半数を組織する程に飛躍的に勢力が拡大するのです。流れを変えた事件

（その一）現在新労は、都労委に不当労働行為の投訴を行ない、差別の撤回を訴えています。

その新労が「会社も慰制を中心とした一中路一すべき対応をとり、分会を切り崩して二〇数名の組織にとどめました」と会社の不当労働行為を評価しているのです。自分達の訴えを有利に導くためには過去の会社の不当労働行為を並べたて「サスコミ」の筋には、すべき対応の切り崩し、とほめたたえる。訴える相手が喜びそうなことならたとえそれが、正反対のことでも許されるのです。

掲げおられたのでした。これに因して分会が、不当労働行為である、として都労委に投訴したのです。その結果は、和解が成立し、賃金四月移行による三ヶ月分が従業員にバックペイされることになり、一人平均三万円が戻つてきました。また、その審理の過程で、従業員会代表と会社側に四月移行に關し、初年の三ヶ月分昇給ゼロを承認するという内諾書が交わされたいたことが発覚しました。このことに従業員会員は一齊に反発し、「分会の方が頗りになる。従業員会幹部は信用できない」といって、なだれ現象をおこして分会の方に移動したのです。この時点で分会が従業員の過半数を占め、それ以後は一本約りで撤廃した組織化をすすめてきたのです。

（その二）現在新労は、都労委に不当労働行為の投訴を行ない、差別の撤回を訴えています。

その新労が「会社も慰制を中心とした一中路一すべき対応をとり、分会を切り崩して二〇数名の組織にとどめました」と会社の不当労働行為を評価しているのです。自分達の訴えを有利に導くためには過去の会社の不当労働行為を並べたて「サスコミ」の筋には、すべき対応の切り崩し、とほめたたえる。訴える相手が喜びそうなことならたとえそれが、正反対のことでも許されるのです。

うか。

「その一」、「従業員会代表と(中略)内諾書が交わされたことが発覚しました」これには驚きです。現在の新労の執行部は、内諾書問題を否定的に扱える立場にあるのでしょうか。私は過去の誤りを深く追及するつもりはありません。しかし、当時の内諾書問題に深くかかわった人が、新労の現執行部を構成していることはまぎれもない事実であります。その後、その件に対する祝明は聞いたことがありません。新労が仲間を大切にする組織ならば、「従業員幹部は信用できない」という表現は執行部に一人も元副代表をかかえる組織としてできなはずです。

▽新日本印刷の悲劇など

――あの新労幹部が陰で「貞操観念のない社長」とけなすとは……

更に分会の組織拡大にはすみをつけたのが、五一年の分会と会社のユニオン・シヨップ協定の締結です。分会はこのユ・シ協定をたてに、「組合に入らないとクビになるぞ」と圧力をかけて分会加入を強要したのです。

分会は加入した組合員を徹底的に思想教育しました。組合と個人で半分ずつ負担して、「学習の友」(共産党の労働組合員教育用雑誌)を全員に配り、

闘争時には読みあわせもやるくらいでした。分会員は全員専門部のどれかに編入して実践活動などもさせていました。情宣部員は「日本機関紙協会」(共産党的外郭団体)の機関紙の作り方講座へ参加させる他、「労働学校」などへも適宜組合員を送って教育をしています。

分会がこのように勢力を拡大したのは、以上のべた組織上の諸事情だけではありません。労務管理の主体たるべき経営側の姿勢にも記さねばならない原因がありました。

分会が過半数を制した時点で、経営者(当時、親会社である日刊工業新聞社の専務を兼ねていた大久保鉢史氏)の労務姿勢が急変しました。その思想たるや実に安易ですが、「数の多い方と手を結ぶ以外にないだろう」と言うものでした。「組合は右も左も一緒だよ」、「私は選挙の投票なんか行ったことがないよ」という思想の持ち主なのは、から無理もないと思えますが、このような共産党に対して貞操観念のない経営者が共産党的えじきになるのは火を見るより明らかです。ここに新日本印刷の悲劇があるのです。

一方、同盟系の多くの労組こそ、思想信条の自由を主張する労働者をユ・シ協定をたてて会社に首切りを要求し、そのことによる首切り事件が現在も何十件ものでした。組合は右も左も一緒だよ」、「私は選挙の投票なんか行ったことがないよ」という思想の持ち主なのは、から無理もないと思えますが、このようないい所で、労使で業務上争われるが実情です。反動が民主主義者を批判するなど止まります。

そして、八年前会社が労務政策を転換したのは、労働組合を弾圧するだけではなく、企業としてもやっていけなくなつたからであり、さらにこの組合の力を借りれば企業の建て直しが図れるかもしれないといふ経営者の冷静な判断によるものであります。それを「えじきになつた」の「悲劇がある」と根柢のないことをわめきちらし、「左の組合」と円満な労使関係を作るのを貞操観念のない無思慮な経営者とけなしているのです。

につけるために学習活動に力を入れたのは、当り前のことです。それを機関紙協会のガリ切り講座へ行ったことまで、何

か共産党的學習でも押しつけたかのように言う偏見ぶりにはあきれてしまいます。

ユ・シ協定にしても、しり抜け協定に甘んじた(入らない伊藤・可児氏らの処分を要求しなかった)のは、分会の民主的良心的判断(労働者が労働者の首切りを要求すれば、過去に首切りと闘った伝統が泣くという判断)があったからで

一方、同盟系の多くの労組こそ、思想信条の自由を主張する労働者をユ・シ協定をたてて会社に首切りを要求し、そのことによる首切り事件が現在も何十件ものでした。組合は右も左も一緒だよ」、「私は選挙の投票なんか行ったことがないよ」という思想の持ち主なのは、から無理もないと思えますが、このようないい所で、労使で業務上争われるが実情です。反動が民主主義者を批判するなど止まります。

一方、同盟系の多くの労組こそ、思想信条の自由を主張する労働者をユ・シ協定をたてて会社に首切りを要求し、そのことによる首切り事件が現在も何十件ものでした。組合は右も左も一緒だよ」、「私は選挙の投票なんか行ったことがないよ」という思想の持ち主なのは、から無理もないと思えますが、このようないい所で、労使で業務上争われるが実情です。反動が民主主義者を批判するなど止まります。

一方、同盟系の多くの労組こそ、思想信条の自由を主張する労働者をユ・シ協定をたてて会社に首切りを要求し、そのことによる首切り事件が現在も何十件ものでした。組合は右も左も一緒だよ」、「私は選挙の投票なんか行ったことがないよ」という思想の持ち主なのは、から無理もないと思えますが、このようないい所で、労使で業務上争われるが実情です。反動が民主主義者を批判するなど止まります。

一方、同盟系の多くの労組こそ、思想信条の自由を主張する労働者をユ・シ協定をたてて会社に首切りを要求し、そのことによる首切り事件が現在も何十件ものでした。組合は右も左も一緒だよ」、「私は選挙の投票なんか行ったことがないよ」という思想の持ち主なのは、から無理もないと思えますが、このようないい所で、労使で業務上争われるが実情です。反動が民主主義者を批判するなど止まります。

△あなた方は新日本印刷の労働者のためにいったいどんな貢献をしたのか

会社のこの軟弱な姿勢をいちはやく見抜いたのが共産党組合である新日本印刷の分会は非常に賢明な戦略を立てて企業工作をすすめました。

勢力を拡げた分会は、いたずらにストなどの戦術を取らず、「標準化委員会」なるものを提案し、労使で業務上の様々な問題を話し合い、職場をよくしていくところともちかけたのです。その意図するところは、会社の経営に参画する糸口をつかむためであったことは明白です。その後、分会はこの標準化委員会を改組して「経営計画委員会」というものに発展させることを提案してきましたが、その条件というのが次の内容です。(傍点筆者)

一、この委員会は社内機構の一つとして委員に一定の権限を付与すること。

二、この委員会で審議すべき事項は、社の企業活動の一切である。(生産活動、営業活動、管理活動、安全管理運動、経理活動、技術教育などの計画と実践と結果)

三、委員会、常任委員会制に分け、定期的に開く。経営側は正確な資料を提出しなければならない。

四、この委員会の決定は議場一致制と

* 《今月の資料》いまこそ“反インフォーマル組織”共闘を

する。

五、この決定の施行は、労働組合の承認によって実施される。六、この委員会の委員の構成は労使の推せんによる。

これは労働組合の経営参加以外の何ものでもありません。分会の狙いは経営権をいかにつかむかというところにあったのです。

貞操観念のない経営者だとか、軟弱な姿勢であるとか、会社の労務政策の転換に対しても口をきたなくのしっているようですが、もし会社があの時労働組合に対する強硬姿勢を取り続けていたらどうなつたのでしょうか。恐らく新日本印刷株式会社は存在していなかったかもしれません。

八年前の会社は分裂支配による矛盾の蓄積で、管理権限はガタガタ、職場のモラルは低下し、あれ以上分裂支配では企業がもたなかつたはずです。

一方、分会の柔軟路線に対し、共産党中央の中小企業工作のからくりが隠されているなどと疑惑をかきたてているようですが、もし分会が拡大した組織と前述した権利に満足し、経営に対する積極的な対応を怠つたらどうなつたでしょうか。恐らく新日本の職場はもつともつと困難に陥っていたと思われます。

あの時代の組合の方針は、細川や広告製版の失敗はくり返すなどいうことで、強い团结力により最高の労働条件を

獲得した後、細川に来たのは分裂と首切

り、広告にきたのは倒産でした。「次は新日本だ」とよく言われたものです。分会が経営改善に積極的に対応してきたのは、前述した権利を守り、雇用を確保していくという、要求実現のための方針選択であり、それ以外のものではありません。こうした労使の企業と生活を守るためにぎりぎりの選択を口ぎたなくのしる「サスコミ」とそのニーズ提供者に怒りをこめて口つてやりたいことは「あなた方に新日本印刷の労働者のためにいつたいどんな貢献をしたのか」ということです。

▽由来した管理職弁護論と批判論

——労働者の思想信条の自由に攻撃

分会が過半数を制した段階で、職場

は文字通り「赤の広場」になりました。机の上には「赤旗」が散乱し、分会員が就業時間中に「赤旗」を堂々と拡大して廻るというありさまでした。また、職場には「共産党後援会」がつくれられ、選挙の時には活発な選挙運動が社内で展開され、カンバ要請が従業員にまわってきます。これに対しても会社は何も言いませんでした。

管理職も研並み「赤旗」をとらされました。なまじつか抵抗しようのなら、「彼は労働運動に対する理解が

ない連れた管理職だ」あるいは、「生産が上がらないのは、従来の体質から抜けきれない管理職がいるからだ」とビルで攻撃されるのです。それがイヤで

仕方なくとつているというのが実情です。どうしても反共的、反分派的な姿勢を貫く管理職は猿島区の江古田工場という小さな工場にとばされたりしました。(今でも江古田工場には反分会の人々が集まっています)。その背後には分会からの会社への突き上げがあつたといわれています。それを知つてか知らずか、分会にオマをする管理職まで現れるしまつです。所詮はサラリーマンですから、「上」の姿勢をみながら行動するのは無理からぬことと言えます。上司に対して「覚えててたくありたい」というのがいつわらざる気持ちでしょ。その意味でも、健全な企業秩序をさくすためにトップの姿勢がいかに大切であるかがわかります。

分会が一部の管理職を批判したのは、分裂時代の意識が抜けきれず、組合に対する偏見があつたり、高度経済成長時代の甘い管理姿勢が抜けきれず、職場に問題が起きた時に批判したのであり、自己の能力不足をたたんで上げて、組合をうらみなどすじ通いで。

そして現在、若手管理職の大部分は、組合の役員経験者であり、組合に対しても理解があるのは当たり前の。上の姿勢を見ながらオマをするサラリーマン根性などという批判は管理職に対する回復ではないでしょうか。

労働者がどんな政党を支持しても、どんな考え方を持ってても、それは自由であり、憲法で保障された基本的権利です。それは職場においても同じで、もし会社からこうした労働者の政党支持や思想信条に干渉があった場合には、労働組合その攻撃と固つて自由を守るというのが基本的立場です。したがって、会社で赤旗を購読し、自発的な選挙運動やカンバを申請して会社が何も言わないのは当然

のことです。このことは、単に共産社を読もうが、公明党支持の人が公明新聞を読み、公明党の選挙運動をやっても分会はその自由を守ります。ただ新日本

印刷分会は、少數時代に共産党の方々に多大な支援を受けた關係上、その支持者も多く、その活動が目立つて過ぎません。むしろ、民社・同盟の支派である「東京電力等」。

分裂時代の意識が抜けきれず、組合に対する偏見があつたり、高度経済成長時代の甘い管理姿勢が抜けきれず、職場に問題が起きた時に批判したのであり、自己の能力不足をたたんで上げて、組合をうらみなどすじ通いで。

そして現在、若手管理職の大部分は、組合の役員経験者であり、組合に対しても理解があるのは当たり前の。上の姿勢を見ながらオマをするサラリーマン根性などという批判は管理職に対する回復ではないでしょうか。

▽経営計画破壊工作に
物申したのは当然の」と

共産党中央の職場の実態

実権を握るにしたがって、分会は共産党特有の独創的体質をあちこちであらわしてきた。

新労（後述）に加盟している夫婦に対する、「同じ職場で夫婦が働くのはよくない」と言って分会書記長がいやがらせをしたりとか、（同じケースの分会夫婦のことは棚にあげて）また、新入社員の指導係を命じられた上記の新労夫婦の夫人を分会に入っていないことを理由に、分会の他の女性と交代させるということをやりました。

分会の横ヤリで自分の課内の業務配分も思いどおりにならないのでは中間管理職がヤル気をなくすのは当然でしょう。管理権限を奪われた中間職制のこのような不満はいずれ、企業活力を衰退させる大きな原因につながっています。

このよう、自分の方針や利益に一致しないものはことごとく排斥するという体質は、共産主義の思想から不可避免的にうまれてくるものなのです。（中略）この世界で共産党的考え方や方針を受け入れないものは、すべてが誤りとして排撃されるものだという結論になるのです。

そして、機構改革問題で、ついに共産党組合は自己の利益を守るために企業の組織をも変えてしまうという昌黎に出てきたのです。

共産党支配の職場の実態というので、さぞかしいいろいろならべたてると思えば、さん孔職場の指導係問題しか上げることはできないようです。新日本印刷分会は、過去に甘切りや差別、暴力的強圧をいやというほど味わってきました。

さん孔職場の指導係の問題は、江古田文摘課を経営計画失敗の突破口にしようと新労の目的から職場を守るために代させたものです。さん孔・キヤウラは、勤めかけたものです。さん孔・キヤウラ職場は、活版の赤字を解決し、組版の雇用を守るうえで非常に大切な職場でした。そこを新労幹部（「ナスコミ」）へ選ばれた経営委員会を次々と分会から脱退させて、経営委員も返上させ、職場をガタガタにさせたのです。さらに問題の夫人を指導係にするによって、入社

の思想と結びつける「ナスコミ」の頭はいったいどうなっているのでしょうか。

▽新労結成の理由は

他にあった

——歴史を知る者の目をおおいかくすことはできない

ついに新労結成

昭和五一年五月一八日をもって、労使合意のもと、「標準化委員会」を発展的に解消するとこうことで「経営計画委員会」ができました。この「経営計

画委員会」の構成員として非組合員では係長まで出席できることになっていました。ところが、係長の中には共産

党の思想的な誤りなど到底受け入れ難い」という理由で分会への加入を拒み続けたところですが、それ以前の伊藤・可児西係長と行動を知る多くの人々は、この理由つけを極めて不可解なこととして受けとめています。八年前の統一以前の従業員会が次第に矛盾を深め、多くの会員の心が分会に傾きかけていた頃、兩氏は従業員会内部における最も熱心な分会の理解者であり、分会に対する支持行動は半ば公然としたものでした。当時、従業員会をやめて分会へ入るべきだと説得され、気持を助かされた人が多かったのです。

そして分会の方針は、統一以前も以後も一直しております。少數分会時代にあれば熱心な支持者が、なぜ多数になったら入れないのでしょうか。ここではからずも「共産党うんぬん」という理由つけは後からつけたものであり、理由は他にあったことが推測されます。

その理由とは、従業員会が崩壊し、分会が多數派を形成した新体制下において、会社側の年齢として選ばれるたるもの

がう人々によってひそかに分会とは別の組合の結成の準備がすめられていましたが、このあまりの共産党執行部のえげつないやり方に接し、思いを同じする三人は、ついに五二年五月、新日本印刷労働組合（以下新労といふ）の公然化に歩み始めたのでした。

改革と時期を前後して、共産党支配の管轄は新労への気がねからか優柔不斷な態度だったので、労働組合として問題を提起したのであります。会社管理機構と化した新日本印刷の民主化をね

さまたげに「分会結成」がなるのではな
いかという危惧の気持でしょう。「自分達
は新しい体制を作るために、末端とはい
え旧体制下の人間として努力してきた」

「他の人間とは違うんだ」「それを多数
の中に埋没されてたまるものか」「会社
はこの実績に応えてくれないはずがな
い」……。

ところが事態は、分会と会社との間に
民主的労使関係が急速に確立していった
のです。そこで、自分達の思惑を踏みに
じた会社と分会に対する復讐としての
新労結成と、労使関係破壊のための都労
委抗訴と新労拡大の行動が展開していっ
たのではなかつたでしょうか。

▽復讐を目指して結果した
軍団が足かせになつた

——誤ちに誤ちを重ねた組合拡大

現在、二五名の組織勢力となつてい
ますが、トップの姿勢があまりにも共
産党に対して節操がないため、せつか
くの新労結成も厳しい闘いを強いられ
ているのが現実です。新労結成当時の
分会のいやがらせ、圧力は言語に絶す
るものがありました。個人を名指して
中傷するビラは連日配布されました。
「耳ざわりのよい言葉で労働者を煽動
し、職場にざわめきを作つてその圧力を
会社と政治的取り引きをする。とい
う手法は可児氏（新労書記長）の江古

田モノタイプ係長時代における常用の
手段でした。モノタイプの青年労働者
を煽動しては、要求を出させ、それを
会社にちらつかせて一定の進歩を引き
出して職場を收め、会社には指導力を
充り込み、労働者には信頼度を植えつ
ける。これは悪徳政治家がよく使うマ
チボンブというやり方です。」（一九

七九年九月四日付ビラ、（一）内は筆
者）。また、新労のメンバーと食事を
ともにしていた管理職を労務担当者が
呼び出して注意をするというあります
でした。企業常識をこえる事態が新日本
印刷の中で展開されているのです。
共産党が牛耳る労働組合をもつ企業
では、年中、スト、ピケ、赤旗林立と
いうイメージが一般的ですが、新日本
印刷では、分会がそのような威儀をと
らない（というよりとする必要がない）
のです。

経営者が企業をその危機から脱出させ
るためにとる行動は時として労働者の常
識を越えることがあります（良きにつけ
悪しきにつけ）。

資本主義に反対する政党の影響力のある
労働組合と資本家である大久保社長が
手をにぎるはずがないという常識（あま
りにも単純な）が破られ、新労結成と經
営計画反対に起つた西氏の行動
は、その効率不足が招いた結果とはい
え、企業の歴史の過程におけるある程の

個性者と叫ぶことができましょう。

しかし、その後の新労拡大の恐慌は、
誤りに誤りを重ねた自負ということがで
きます。労働者の中にあつた組合に対する
認識不足（經營計画）につけ込み組合
費や行動に対する素朴な反発につづけ込ん
だ説得活動、満たされない立身出世欲、
自己顯示欲につけ込んだ説得活動、過去
の夢を捨て切れずにいた部分への説得活
動によって二五名と組織を拡大したとは
いえ、そんなばかな目的の集まりが力に
ならうはずがありません。

ましてや過去にいやという程労使問題
の経験を積み重ねてきた新日本印刷株式
会社を相手にした闘いは、旧管理職層の
根強い支持があったとはいえ「厳しい闘
いを強いた」のは当然といえます。

経営計画委員会解体と、管理職として
の復讐を目指して拡大した軍団も労働委
員会の和解交渉の過程では思わず足かせ
となつて解決のチャンスを逃する結果に
なったようです。「眞の新労は三人しか
いない」とはなくもらした幹部の吉
葉に今の新労の苦悩が象徴されているよ
うです。

▽中小企業の苦しみを「被害者意識」と
うそぶく「サスコミ」

——独占資本の利益代理人に新労はな
ぜたまるのか

共産党的中小企業工作には二つの路
線があります。反共、反組合的な姿勢
を貫く經營者いる企業では、徹底的
な企業つぶしの闘争戦術を組み、浜田
精機やベトリカメラのように倒産させ
て、和解訴訟で解決金をとり、親会社
や主力銀行に対する再建闘争などを行
なって運動として利用するというバタ
ーンをとるのですが、共産党労組と手
を握つてあまり争わずうまくやってい
ります。企業をつぶして組合管理とい
う形になれば得意先や銀行からソーフ
トを向かれ、経営的にも行き詰まりにな
らざる道はない。一方で、企業をつぶ
ることもはやく承知しています。

だから、できることなら会社をつぶ
さない形で經營者が共産党組合のいう
とおりに行動するような状態になれば
一番望ましいわけです。

そして、經營者をとりこんで、共産
党が組織している「中小企業家同友
会」に加えていくという方針です。そ
の狙いは、階級闘争の概念を拡大し
て、中小企業は大企業（印刷関係では
大日本、凸版）に押収されているとし
て被害者意識を植えつけ、統一戦線に
中小企業をまきこんで大企業を包囲す
るというところにあるのです。共産党
の不破書記長の、「中小企業家を機
械的に敵視せず、中小企業家も独占
資本の被害者として大局的には統一戦

線に参加する展望をもつ勢力とみなされ、その中小企業の正当な利益を守ることを貫して主張する」という発言が、その意図を明確に示しているといえるでしょう。

今日の資本主義の社会においては、労働者は個人では非常に弱い立場に置かれています。だからこそ労働者は団結し、自らの生存を守るために闘い、一步一步権利を拡大してきました。その闘いの歴史は、その出発から防衛的なものなのです。

その労働組合が、自ら進んで「徹底的な企業つぶしの闘争戦術」を選択できるでしょうか。事実は「サスコニ」の言っていることとは逆なのです。ほとんどすべての労働組合は資本側の組合つぶしの攻撃、要求無視の態度が先行し、組合の戦術行使は、対抗土やむにやまれぬものとして展開するのです。仕掛け人は経営者です。

そして、中小企業経営者が組合攻撃を仕掛けた原因は主に経営危機であり、その危機の原因は大企業のさまざまな圧迫にあります。平版印刷機メーカー浜田精機の倒産の原因も大きくなれば三笠独占資本の平版機製造進出にあつたことは間違ひありません。

大企業の圧力をそこで働く労働者にしわ寄せすることで振り切らうとする経営者たちは、勝てない敗因なくなります。

件は悪化します。中小企業労働者のやむにやまれぬ要求提出に直面した中小企業は、その出発から防衛的なものなのです。同じ資本家と苦えども独占と中小とは大きな利害対立があり、それを被害者意識などと目をそらす「ナスコニ」の筋である民社・同盟路線は、結局、独占大資本の利益代理人の路線であります。中小企業の労使にとって決して味方ではありません。

▽組合幹部の自己犠牲なしには

成りたたなかつた経営改善

——モラルの確立は組合民主主義の成

果

新日本印刷は、組合の経営参加による労使関係正常化のモデル企業として、共産党によって宣伝されています。新日本印刷の経営者は労働組合（共産党系）に理解のある経営者として、つまりあがれられています。小野塚敬一（全印総連副委員長、共産党員）と村松金治（東京中小企業家同友会常任理事、共産党の外郭団体）の共著による「中小企業の灯は消えず」の中で新日本印刷の社長である大久保鉢史（中小企業家同友会に加盟）氏は、

次のように述べています（抜きされていません）。

「組合の指導権とは、優れた人材がいることをみのがしてはなりません。……中小企業における組織内の政治制は、人を使うことが下手で、自ら率先して働く人が多い現状です。その点、組合の指導権は何百人何千人の意見を発揮する不思議な力をそなえていました。これらの人びとは組合員から選ばれた人であり、組合員から信頼される同時に、会社からも信頼される人です。労使関係を健全に保ち、会社と共に従業員の生活向上に役立つ得る人は、立場が変わつても立派に管理職または経営者としての役割をはたせるものだと思います」。つまりこれからは組合員の中から管理職を選ぶというわけですね。これは、「出世したいなら分会に入れ」という無言の圧力として分会が組合員の拡大に大いに利用したことは想像に難くないでしょう。

こういう理解のある（？）経営者ですから、組合活動に最善の便宜をはかってくれない筈はありません。

会社は、前委員長落合の時間内組合活動を実質的に保障するために、新たに「管理部」なるものを創設しました。現場においては時間的に制約を受けるからでしょう。そこは定められた仕事は何もないのです。ほとんど外出して金印證關係（落合は東京地税課印證）の話をと尋ねているのです。正に、

いることをみのがしてはなりません。……中小企業における組織内の政治制は、人を使うことが下手で、自ら率先して働く人が多い現状です。その点、組合の指導権は何百人何千人の意見を発揮する不思議な力をそなえていました。これらの人びとは組合員から選ばれた人であり、組合員から信頼される人です。労使関係を健全に保ち、会社と共に従業員の生活向上に役立つ得る人は、立場が変わつても立派に管理職または経営者としての役割をはたせるものだと思います」。つまりこれからは組合員の中から管理職を選ぶというわけですね。これは、「出世したいなら分会に入れ」という無言の圧力として分会が組合員の拡大に大いに利用したことは想像に難くないでしょう。

この八年間、会社は分会の團結力、幹部の指導力にかなり依拠して経営の途で直しづはかってきました。この間の分会の努力、特に幹部の努力は並みたいていのものではありませんでした。労働組合の民主的経営参加とは、組合活動と仕事を厳しく両立させなければならないということです。前日、組合の任務でいくら埠が迎くなても翌日は休めません。休めば厳しい批判にさらされます。一般従業員なら何の問題にもならないことも組合幹部という看板を背負っているために厳しい自己管理が要求されました。

統一前の職場は、カケマージャンやチントロリンなどがかなりはやり、出勤率なども慄たんたるものでした。多數が結果した分会は、まずこうした職場におけるモラルの確立に務めてきました。それは時による自覚の確立という最も組合的で民主的なやり方によって進めてきたのです。

ミ専従です。（現在は、営業部で同じ活動をしています）

「中小企業の灯は消えず」を分会員拡

大に利用したと想像しているようですが、むしろこの社長発言は「眞摯想定のない経営者」の勘かぬ狂想として、こんな経営者では新日本は大変な事になるとばかり、新労拡大に利用したのではないと想像する次第です。

この八年間、会社は分会の團結力、幹

▽機構改革は経営改善の不可欠の条件だった

——新労は無責任なヤミ専従批判をやめよ

会社管理機構の努力ではどうにもならなかつた職場のモラルも、分会の民主的で組合的なやり方で見違える程よくなりました。

それは社長が本の中で「指導力を発揮する不思議な力をそなえていました」と評価したのも当然といえます。しかし、本質的には、幹部が不思議な力をそなえているのではなく労働組合という組織が団結すれば大きな力を発揮することの証明なのです。

さて一定のモラルの確立した新日本印刷は発展のために次の課題に取り組まなければなりませんでした。それは管理機構の問題です。從業員会・当時管理職登用は、反分会的な姿勢の強さによる論功行賞できめられる面がありました。本当に力のある人、管理職として適任の人でもそういう歴史風土の中で選ばれてきたという経過から、信頼感がもう一つ欠ける面があつたのです。

何らかの改革が必要であったことは明らかでした。会社が係長制度を廃止し、職場からの選挙で経営委員を選ぶ方法を採用したのは登用の歴史的欠点を解決する当を得た方法でした。

新労は、可児、伊藤両係長を下ろすために機構改革を行つたと都労委でも主張

しているようですが、それはとんでもない悪いおがりです。問題はそんな小さな事ではなかったのです。あの時機構改革を行なわず、職場を新しい人材のもとで活性化をはかっていなければ新日本の職場は今日存在していたかどうかわかりません。

新労はことあるごとに落合地選委員長に対しても「指導力をそなえていました」と評価したのは当然といえます。しかし、本質的には、幹部が不思議な力をそなえているのではなく労働組合という組織が団結すれば大きな力を発揮することの証明なのです。

他労組では専従者は、組合の日常活動の処理にかなりの時間を取られるのです。新日本では全員参加の組合活動で日常業務は分担し、落合さんは東京全体の印刷労働者の向上のために活動しているだけです。本当は全印總連が一本化していれば東京地連の委員長は出版労組や共同労組が引き受けるべきところですが、「ナスコミ」の筋である民社・同盟は、中小企業の新日本印刷が引き受けているのです。

落合手なしの新日本の資金と、数万円の地連手当で、責任の重い委員長の任務を果たすことがどんなにたいへんなことか、新労の諸君はわかっているのでしょうか。

そして落合さんは開発室の営業部員と

して、自分の資金をあがなつて余りある受注を新日本印刷にもたらしていること申します。

▽何一つ要求を取れない者が「彼等の目的は、決して働く人々の生活向上にあるではありません」とは何事か

共産党のいう健全な労使関係とは要するに共産党が経営の実権を実質上掌握した状態をさしていることは明らかです。弱小組合のときは、会社の生産性向上の提案などはことごとく、労働強化であり、搾取を強めるものだとなりません。

共産党のいう健全な労使関係とは要するに共産党が経営の実権を実質上掌握した状態をさしていることは明らかです。弱小組合のときは、会社の生産性向上の提案などはことごとく、労働強化であり、搾取を強めるものだとして反対の立場をとつてきたにもかかわらず、一旦経営の実権を握ると「就業一〇分前には職場に入るべし」という組合指令を出すという約束ぶりで派性に満ちたものがよくわかるでしょう。彼らの目的は、決して職場で儲かる人々の生活条件の向上にあるのではありません。党員となつた以上は、より上級の党機関の指示に無条件に従うことが義務づけられます(党規約三条、一四条、二二条)が、党の指令は、

少數時代の労務管理は、分裂と強圧、差別と権利無視が基本姿勢でした。多数の従業員会員も決して要求も権利も満たされていましたが、分裂によって要求は抑えられ差別の恐怖のために育ったこともあります。

少數時代の労務管理は、分裂と強圧、差別と権利無視が基本姿勢でした。多数の従業員会員も決して要求も権利も満たされていましたが、分裂によって要求は抑えられ差別の恐怖のために育ったこともあります。

こうした労働者無視の姿勢で、生産性向上だけを追求しようとする会社に対して分会が抵抗したのはこゝより前のことです。当然職場では拍手喝采を受けました。

そして八年前の統一後、会社は今まで

団体の社会主義体制下の政府計画や統制がヤミ経済などによって狂わされてしまうからです。だから中小企業もまた共産党政府に没収されるのです。彼らの活動は決して、ともに働く仲間への思いやりや愛情を動機としているのではないことを十分に理解する必要があるでしょう。

労働組合の闘い方は、①経営者の姿勢や②企業を取りまく経済状況③経営の実態によってかなり決定づけられることには、常識的に考えれば理解できることがあります。

この「ナスコミ」の論議は、状況の変化というものを全く無視して、少數時代が過激だったのに、多数になると柔軟になつたのはおかしいと言っています。

中小企業をして大企業を封じ込める統一戦線に結果させることなのです。

向ふだけを追求しようとする会社に対して分会が抵抗したのはこゝより前のことです。当然職場では拍手喝采を受けました。

の姿勢を改めました。資金、一時金を大

幅に引き上げ、業界でも最高水準の諸権利を認め、労働組合とも話し合いを基本にして民主的にやっていこうということになったのです。こうした状況の中で以前のように過激に闘う必要があつたでしょうか。そして経済状況も少數時代は「バカでもうか」高度成長の時代であり、統一以後は、ドル危機、石油危機と、相次ぐ経済変動によって、中小企業の経営基盤は非常に厳しいものになりました。このように会社の姿勢の変化、

経済情勢の変化の中で、雇用と生活を守るためにとつてき柔軟路線は正当であつたと確信するものであり、新日本印刷の労働者のために何一つ要求を実現したことのない「サスコミ」及び新労の「彼等の目的は決して……」以下のくだりには強い義憤を覚える次第です。

▽「サスコミ」の反共バターンは組合裏取りの常套手段である

——ボーランド問題は「サスコミ」策動のチャンスか……

「サスコミ」が労働組合の团结を破壊する手口は、労働組合の幹部・活動家の多くが共産党や社会党など革新政党の支持者であることを一つの掲げどころに、「労働組合イコール共産党イコール悪いもの」というバターンを作りあげ、組合員に素朴な疑問を拡大して幹部と組合員を分断することを基本戦略としています。

大企業においては、共産党が大企業の

横暴を押えて経済の民主化をはかる、と言っていることを根拠に、組合幹部＝共産党は大企業反対であり、企業破壊者であり、あんな連中に幹部をやらせていると会社をつぶされてしまう、と持っています。

中小企業においては、将来国有化され

て中小企業は没収されるから企業の敵であり、あんな連中に幹部をやらせておけば会社をつぶされてしまう、と持っています。

こうした手口で、労働者にとってたよりになる組合が、いつの間にか会社の労務部の息のかかった、民社・同盟系の人々によって組合執行部は占拠され、労働者にとってあまりのようにならない、会派の労働組合へと変質させられていくのです(共同印刷など)。

ところでは社会主義になると中小企業はつぶされる、というのはデマです。多くの中小企業家は新しい國の保護のもとで

營業を存続します。ただし労働条件は、國营企業並みに保障することが前提で、

効率化は充分時間をかけて、中小企業家の理解と納得を通じて行ない、効率化、

資本主義化に移行しても経営者は企業の指導者として能力を生かしてもらうというの

以前はいずれも、議会制民主主義や言論の自由などの民主主体制が未発達の國々であつたため、今になってその欠陥が現れているようです。

一方、資本主義國も深刻な経済危機、失業とテロ、青少年の非行化など矛盾が増しています。労働組合は、資本主義がよいといふ人、社会主義が理想と思う人、どっちでもどっちなどの團結体です。しかし、「サスコミ」のデマにまどわされないためにも社会主義を知ることが必要ですし、働く者の幸せと社会体制について、大いに論議すべきだと考えます。

▽「一勝功成って万骨散る」民社・同盟・新労幹部の発想は許せない。

——「サスコミ」、ニース提供者は新日本印刷労働者を「なめんなよ」

て過日のアフガニスタンにおける事態

は、社会主義に対するイメージを深くもらせていました。一九一七年、ソ連に社会主義が生れてから六四年、すぐれた社会保障と失業と不景氣のない社会として発展してきましたが、資本主義社会をおおう資源エネルギー危機、通貨危機そして軍備拡大などの影響は社会主義国をもまき込んでいます。

そして現在の社会主義の國々は、それ以前はいずれも、議会制民主主義や言論の自由などの民主主体制が未発達の國々であつたため、今になってその欠陥が現れているようです。

一方、資本主義國も深刻な経済危機、失業とテロ、青少年の非行化など矛盾が増しています。労働組合は、資本主義がよいといふ人、社会主義が理想と思う人、どっちでもどっちなどの團結体です。しかし、「サスコミ」のデマにまどわされないためにも社会主義を知ることが必要ですし、働く者の幸せと社会体制について、大いに論議すべきだと考えます。

新労幹部は、「分会員」といつても、大勢に流されて入っている人々も多い、我々が力をつけて正論を運んでいけば、いつかその人たるも我々の運動の正しさを理解して、新労に結集してくれると思う。その時まで歯をくいしばって頑張る」と語っています。

日もはやく組織を強固にして、新日本印刷に眞の民主化運動の勝利をもたらしてほしいと願うものです。

(岩本啓行)

今日まで一五回にわたって「サスコミ」

一九八一年一月号に掲載された新日本印刷における不景気の影響の全文

新労は、結成はしたものの、分会お

とび分会と手を結んだ医師の二つの

* 《今月の資料》こそ“反インフォーマル組織”共闘を

を紹介してきました。ナスコミのねらいは末尾に明確に書かれているように「新日本印刷に其の民主化運動の勝利」すなわち全印総選を排除して民社・同盟の支配する職場にしていくことです。「大勢に流されている人々」に「正論を通じていけば」「新労に結果してくれ」。そのためには「歯をくしばって頑張る」。そうですが、「ナスコミ」に書かれたことが新労幹部のいう「正論」であり、今までの新労の動きが「正しい運動」だというのでしたら、結集する人は果しているでしょうか？ それこそ新日本印刷の労働者をあんまり「なんんなよ」と苦つてやりたい。

ところで一二月二三日の朝刊に五七年度予算大政原案が報道され、福祉切り下げ、防衛突出反国民予算に批判。ところですが、同盟は財界主導のニセ行革、臨時路線を「完全実施せよ」と主張し、そのための運動さへ行なっているのですから庶民です。同盟は方針案で「西側の一員として、日米安保条約を積極的に堅持し」「防衛力の整備をはかる」という、一月一日自衛隊閲式における鈴木首相訓示とうり二つの方向を打ち出し、軍備増強路線を明確化しています。民社党の佐々木、春日氏らは、友党的竹入、矢野氏らとともに、政権の受け直づくりの名のもとに急遽に保守反動化し、働く国民の利益を裏切り、日本人民の将来を危くする方針選択を行なっていますが、そ

本質は、個人としてあの深々とした大臣の椅子に座つてみたいという願望から、独占資本の走狗になり下がつてゐるのです。それはちょうど新労の一部幹部が、血の出世のために仲間を巻き

き込んだのと共通であります。「一得功成り万害生る」。仲間を犠牲にして自己の浮上をはかる発想はともに許せません。〔あるいは「逆退屈」〕を書いて、職労（キースタッフ）に出しておれば、その組合員はもう職労の思うがままになります。」

〈資料三〉

組合破壊攻撃 職場のしめつけ「合理化」を狙う

食品労連ネット日本労組教育部

一九八二年五月

目次

□はじめに

□組合のことをあれこれ言つたり、投票に口出しするのは違法行為

□キースタッフだけでなく、組合員も勤務員として不法行為をやらせる

□インフォーマル組織を作つて職場で、飲み屋で、自宅訪問で、電話で……こんなことが

あなたがにぎる彼ら（職労）の追跡

□あなたがにぎる彼ら（職労）の追跡

□あなたがにぎる彼ら（職労）の追跡

□あなたがにぎる彼ら（職労）の追跡

□あなたがにぎる彼ら（職労）の追跡

□あなたがにぎる彼ら（職労）の追跡

はじめに

昨日（一九八一年）の全国大会に向か

部の代表員定数

き込んだのと共通であります。「一得功成り万害生る」。仲間を犠牲にして自己の浮上をはかる発想はともに許せません。〔あるいは「逆退屈」〕を書いて、職労（キースタッフ）に出しておれば、その組合員はもう職労の思うがままになります。」

・会社の意をうけた立候補者が、自ら先頭に立つて、職務上の地位を利用して恥知らずな行為をエスカレートさせています。」（「あゆみ」号外、八一・八、二〇）

その後も、組合破壊をねらった策謀が強められており、最近では八二春闘のストライキ権投票に介入。全国的なスト権否認工作をおこなつてきました。ネッスル労働者は、今年夏の全国大会、投票選舉・投票のなかで悪質な選舉工作・投票干渉などを公然とくり返してきたことは記憶に新しいところです。

このなかで、ネッスル労働者はインフォーマル組織づくりをするとともに、職労の不法行為をやらせることの策謀をすすめるなかで、今回のスト権投票を「逆行法習」と位置づけ、直接・間接の不法行為・不当行為を全力をあげて実行してきました。しかし、スト権はその影響で低率となつたものの確立し、また、彼らの行為が具体的でいつぞ明瞭に浮かび上る結果となりました。

不法行為をあえておこなえば、具体的事実と背後関係が、それまで以上に透明に把握されることになります。ここ一年間の動きはそのことを示しています。この上なかで、組合の調査が遅んでおり、またそれをはね返すたかいも前述しています。

・会社は、自己の過誤をキースタッフに咎めた組合員を大会代表員に立候補させています。〔その人が「組合退屈」（あるいは「逆退屈」）を書いて、職労（キースタッフ）に出しておれば、その組合員はもう職労の思うがままになります。」

インフォーマル組織を使った組合の

とり策動、そのための威制機構の効果、組合活動へのさまざまな介入、選舉・投票への干渉などの違法・不法は断じて容認されるものではありません。ネッスル

経営者の不当な行為がエスカレートし、

そのなかで争奪が明瞭になっていよいよ組合として断固反撃すべきときです。この「逆襲」では、組合員のみなさ

が、職場で組合攻撃とたたかうにあつてのいくつかのポイントを提起し、「みんながちょっと気をつけて、がんばれば、はね返せる」ことを解説していく

います。

いま職場ではしつけが強まり、仕事

がきつくなっています。——ネッスル經

営者が職場できびしい労働強化をおしつけようとしていることはみんなが肌で感

じているとおりです。このようなかでネッスル経営者は労働組合を御用化し、「合理化」、労働強化、賃金抑え込み、

監視による職場支配に全面的に協力する

第二労務部的役割をはたす組合にしてしまうことを見つめています。いまおこなわれている一連の組合攻撃、職場での

介入行為がこのようないのとで系統的にすすめられていることは明らかであります。みんながちょっと気をつけてがんばる」と、このよしな攻撃をはね返し、しめつけのない、明るく、気持ちよく働く職場をつくる道につながっているのです。

■組合のことをあれこれ言つたり、投票口出しますのは違法行為

職制が組合員を呼んで、組合のことをあれこれ發言しています。

このほか、組合員宅を訪問したり、電話をかけて、組合のことをあれこれ言つたり、投票（ストrik投票や投票（投票））に口出します。

勤務時間中のミーティングの場を使つたり、仕事の関連を利用したり、あるいは「食事にじこう」とさそつたり、自宅によんやりしてこういったことがやられています。

これは明らかに不法行為です。
労働組合法第七条は、組合の運営にたいする支配・介入を禁じており、使用者によるほとんどすべての反組合的な工作・行為が不当労働行為とされます。
たとえば、組合役員の選舉に干渉すること。

——組合の運動方針、闘争方針に干渉すること。

——ストライキ権投票に介入すること。

——組合選舉の妨碍、貢収（じわゆる「切り崩し」）をすること。

——組合や組合役員を中傷したり、誹謗たりするなど、組織の動搖をねらった反組合的行動をおこなうことなど。

いま、あちこちででておこなわれて

いるこのようないの行為をこれからも私たちがまかり過すなどということはありません。

■キースタッフだけでなく、組合員職制も勤員して不法行為をやめさせむ

これまでにはキースタッフが中心になつて反組合的行動をやつてしましましたが、最近の特徴は組合員職制がこの種の工作行為に勤員されていることです。

組合員として職場集会や討論で自分の意見を主張し、なかまの組合員によびかける公の場がきちんと保護されているのに、みんなにかくれて、個々の組合員を対象にしてあれこれ動きまわるというの

は、それが違法な行為であることを本人がよく知っているからです。（こんなことをこそぞとするなどといふのは本人にとっても恥ずべきことです。）

以前は組合のことに無関心であった人が最近になって突然組合批判をやりはじめた。おかしいので四べてみると、キー

スタッフから直接・間接に命令をうけて行動していた。しかも、それがある組織的な動きの一環であった。——というよう

なことが次々と明らかになります。

彼らが組合員に工作するにあたって用いられる方法は、「アカ攻撃」と音浪（おどし、すかし）です。具体的には次項で詳しく述べますが、自宅訪問、呼び出し……などで話される内容が共通していることが特徴です。

【アカ攻撃】
「本部はアカだ」「共産党に牛耳られている」などという弱音は、私たちの労働組合結成以来の運営のありかたをみればともだちみたいであります。

て大会や選舉に勤員します。組合のひと

り後は人減らし、甘切りの先兵とされますが、最後には自らも「人質整理」の対象となります。（富田食品での例がしまず、「あゆみ」に選舉中の「田舎者たちをめぐらす」）

「組合の集会に出席したら必ず、本部方針に反対の發言をせよ（黙つているのは贅成になるから）」などといふ指示に

「組合の集会に出席したら必ず、本部方針に反対の發言をせよ（黙つているのは贅成になるから）」などといふ指示に

も勤員して不法行為をやめさせむ

らかです。

ネッスル日本労働組合は民主的な組織

原則のもとで、民主的に大会を開催して選運動方針を決め、民主的な選挙で投票を選出しています。この「組合民主主義」は私たち組合員の務めです。わが国には、大会で特定政党・特定候補の支持を

決定して、組合員に選挙活動を義務づけたり、組合費から政党にカンパしたりする組合が少くありませんが、私たちの組合は、このような特定政党支持の機関決定を一切おこなっていません。組合員が思想・信条・政党支持のちがいをこえて

民主的に方針を決定し、全員がその実践のために力をつくすことを「特定の人たちに煽動」されているなどというのは、まさに組合員を説得するものです。同時にこれが組合分断を狙った卑劣な組合攻撃であることはいうまでもありません。

では、なぜ事実にも道理に反するデマ宣伝がおこなわれるのでしょうか。それは労働組合を分断することを狙っているからです。そのためには「組合はアカだ」と宣伝するのが一番効果的だと考えているからです。

日本は先進資本主義國のなかでもあつとも反共風土が強い國といわれています。戦前の軍国主義が育てた反共風土が今日でも根強くことを利用して、労働者を分断させ、団結を弱めようとしているのです。

彼らの目的は、アカ攻撃それ自体ではありません。毎回の「合理化」、しめつけをどれだけ効果的にするか、抵抗を抑えかが最大の目標であって、それに対して障害となるのがまともな労働組合（彼らはこれを「アカ」とよぶ）であるからこそ、アカ攻撃を加えてくるのです。

ですから、「アカ」さえ抑えこんでしまえば、あとは労働条件を良くするとか、しめつけのない働きやすい職場にするかといえば決してそんなことはありません。まともな労働組合がのっとられたり、転覆させられたところでは、労働組合がまともであったときとくらべて、劣悪な状態となっていることはいうまでもありません。（ネッスルの中途入社の組合員で、このような経験をしてきた人もすくなくありません）

では、具体的にみてみましょう……。

④職場で、飲み屋で、自宅訪問で、電話で……」んなことが

組合のことがあれこれ書ったり、投票に干渉している人たちが、実際には自宅訪問などでどんなことを言っているのでしょうか。

まずは最初に仕事の話や趣味の話などから切り出します。（たまには「あなたが組合のことで話がある」ということで話がはじまることもあります。）そのよう

あります。まじで、ここのネッスルに彼らが苦つてること一つひとつを切だ。

組合のことで干渉しているんじゃない。組合員に対してそのような干渉をしたときはもちろん、組合員による行為であつても、それが職場上の行為としておこなわれた場合には当然不當労働行為となります。ましてや、ここのネッスルに

おける職場組合員による一連の反組合工作が、「組合員による組合内部の活動」

つでいきます。

主な発言をあけると

。「いまの本部をどう思つか」

執行部はアカだ。

職務に反対しているのはおかしい。

闘争至上主義だ。

。「組合をかえないといけない」

今の本部は会社をつぶす。

そんな本部と会社は交渉に応じられない。

。「組合を変えるために打つて出る人

（有志）がいる」

応援してやらないといけない。

ストIKEに反対することが必要だ。

投票でもいまの本部に反対しないといけない。

。「おどし」「君はにらまれるぞ」

叫ぶことをきかない（本部を支持していると）飛ばされるぞ（配給・転勤）。

。「懲戒」「君のことを思ってやるのだ」

「査定」が入ってにらまれるのはいやだろう？

親切から叫んでくるのだ。

。「いいわけ」「上から叫われたのじゃな

」「」

あなたのことを考えて叫んでくるの

などではないことは、はつきりしているのですから、なおさらです。

圓ちょうと話をつけて、がんばればね返せる

不法なことを放屁すれば、彼らはますます図に乗り、不法行為をエスカレートしていきます。それが職場の雰囲気をさらに暗いものにし、しめつけが強められます。

不法行為をする連中は、相手の顔色、反応を見ながら、「こいつはいけるな」と思ったとき、「ストrikesで×をしよう」とか「組合員をかえよう」などと言います。ですから、社会的に許されない犯罪行為に対する対策は、一人ひとりがどう対処するかが大切なのです。しかし、それは、一人ひとりがちょっと気をつけて、がんばればね返せるものです。

「そんなこと言つていいんですか?」といふ姿勢を不法なことをする人は、相手の顔色や反応を見て、いつになつてフンフンとあいづちを打つておればこいつはいけると思って、いろいろ言い出します。

記録をつくるというのも一つの方法であり、ときには必要なことです。大事なことはやはり不法行為をやらせないことですね。」

ですから、反組合的活動や介入行為に対する「そんなことをやっていいのか」が職場で上司の場合は、なかなか言い

設然とした姿勢をとりますから、その場で設然とした姿勢をとれないときは…次項のように…

反撃できないまでも、あとでメモしておきましょう

その場で設然とすることがすなわち「反撃」ですが、それができない場合でおあとで発内内容をメモしておくことが大事です。(録音テープなども有効です。さればとつておきましょう)

おわりに

労働組合は、ネッスル経営者の不法行為を放屁しません。特にここ一年間の組織攻撃には目にあるものがあります。

職場の労働強化やしめつけもその根元は一つです。——しめつけのない、明るく、気持ちよく働く職場をつくるため

に、組合員一人ひとりが「ちょっと気をつく、がんばる」ことを心がけましょう。かならずそのがんばりは、「合理化

・職場のしめつけをねらう組合破壊攻撃

をはね返す大きな力となります。

この「連絡」の討議のなかで、職場の経験や気のついたこと、などを話し合って、みんながちょっと気をつけて、がんばることを確認しあいましょう。

これを裏表に、みんなが反撃に立ち上がらうではありませんか。

〈資料四〉

労戦再編下の組織攻撃に攻撃的に反撃

西 宏

(合化労連化学一般昭和高分子労組委員会)

△はじめに

私たち昭和高分子労組は、昨年、資本合化労連化学一般の旗をまもりぬくこと

の第二組合づくり、労組変質の攻撃にた

いし、積極的に対処し、主謀者の陰名と組合員の再登録によって、総評

に成功した。

ところあたかも労働戦線の右より再編進

行のさなかであり、憲法・刑法の改正、自衛隊増強、教科書改定など戦争への道をあむる危険が迫っているという情勢の下であった。

「労働破壊再編の大勢はきまつた。そ

れがときの流れだ」と、昨日まで労働者

のたたかいを口にしていた人までが、し

たり顔に口にする今日、私たちが組織破

壊攻撃に直面して、なぜ積極的にたちむ

かっただ。それは強がりでもなんでもない、労働者としてそれ以外に考えられな

いからであり、展望とは労働者のたたか

いそのものだからである。以下、その経験を「社会主義」誌の読者に報告したいと思う。

△労組の紹介

私たちの昭和高分子労組は、過去二回の企業合併の中でも、そのつど労組の統一をかちとり、総評の旗をまもりぬいてきた。今回の組織攻撃をうける前は約三

百七十人の組合員を擁していた。

過去二回の企業合併とは、一九六五年十二月の昭和樹脂と旧高分子化学、一九

六九年十一月の高分子化学と理研合成の合併による昭和高分子の誕生である。いずれも合化労連化学大手の昭和電工グループの再編の一環であった。

旧高分子化学には総評化學同盟の支部があり、昭和樹脂には同盟系全化同盟所の組合があった。企業合併後、旧昭和

* 《今月の資料》いまこそ“反インフォーマル組織”共闘を

樹脂労組は全化回型を説き、化回函子に統一したのである。二度目の理研合組には無所風の労組があつたが、ストをうつたことのない無所風の労組があつた。これらも統一に成功し、昭和高分子労組として、総評化同への加盟を続けることができた。

この統一の際、群馬県高崎工場には統一に反対するグループが形成されたが、その後の合理化の過程で、解散に追いこむことに成功した。資本はこのような部分にも容赦なく合理化をかけたため、彼らも組織の懶持、拡大ができなくなつたのである。

その後の昭和高分子労組は、資本のスクランブル、アンド・ビルドの、一連の合理化攻撃に対し、工場閉鎖に反対する労組として躍動をうけたと自負している。また、この五、六年は村井田公判、筑摩労災により、労働災害をたたかう労組のイメージ・アップもかかっていったと思う。

村井田公判は一九七〇年十一月、通勤途上の事故で植物人間にされ、不当解雇をうけた一人の仲間を裁判闘争によって労災として認定させ救済をきちんとするとたたかいであり、筑摩労災は自宅で電気としては、現在、群馬県伊勢崎、高崎、兵庫県尼崎、大分で工場をもち、東京（本社）、大阪天満、同寝屋川に事

務部会員、研究部門をおいて、全社会員数は四百八十人を数えている。このうち伊勢崎と竜野が第二次企業合併後に建設された新鋭の主力工場であり、総評化了一般の拠点もまたここにある。

▽分裂策動

一九八一年一月、S会と称する御組が結成、規約、方針をもつ明確な分裂組織として秘密の組織活動を開始した。四年前、小田鷹児社長が送りこまれて以来、事業所ごとに「新しい昭和分子をつくる会」なるものが組織され、労組としては労組の御用化をはかるものとみつぶしにかかったのであるが、つぶしきれないうちに、S会への「成長」をとげてしまったものである。

この小田鷹児社長とは、かつて、旧高分子時代、三田村労研（農業的な反共、労組破壊者である三田村四郎が指導）に直結つながる民主化同志会を組織して幹部となり、組合に敵対した人物である。（民主化同志会は労組によって解体させた）。S会組織のねらいは、組合つぶしと同時に、昭電グループの中でも外様的な存在であつた昭和高分子企業の独自性を消し、昭電の意図がストレートに職場未端まで伝わる機構作りであった。

具体的には①組織機構の再編と社長（昭電）の意にそわない監制の追放、昭電から小田鷹児社長の恩のかかった者の導入と要所への配置②各事業所監制に対し

骨しと飯糰（会議のあとに酒がでるようになつた）で服従させ、本来の仕事よりも組合の健全化が監制の任務であるとの徹底を図った③組合員を監制のいじりに色分けし、分担して個別工作、仕事のわりより、配転、昇格、査定などをアメとムチを使いわけて切り崩してきた④昭電の民同方式を導入して、会社従者を研修会に送りこみ教育、その中核としてS会を組織、育成し、監制と一体化させて各支部を切り崩し、執行部をとって組合員に組合・中執批判を行ない、「スト至上主義をとるのか、労資協調をとるのか」と態度の選択を迫り、その数日後、東京で団交と中執が開かれている最中に、社長と関西の監制はS会メンバーの組合投票を大阪に集めて直接、出席した組合員に組合・中執批判を行ない、「おれは会社をやめてもいい。不当労働行為でも何でもやる」と耳を吐いている。

▽反撃の開始

私たち、会社側の労組のひとり、分裂策動に対し、絶対に許さない決意のもとに、八月二十一日、中央委員会をひらいて大会の延期と查問委員会の設置を決定、S会の分裂行動に対する警告やビラで対処してきたが、分裂行動がやまないばかりかますます激しくなる事態にさら

に強い決意をもつて九月十六日、非常事態宣言を発するとともに、闘争委員会の設置、分裂主謀者十六名の処分（除名、権利停止）、組合員の再登録開始を決定したのである。

九月二十一日には総評会館において、再

建大会を行ない、大成功をかちとったが、その後は各支部段階で再建大会をかちとつていい、組織は固まつていった。

十月九日、再登録をしめ切った時点で、組合員は約百十名で、この数字はその後、現在に至るまではほとんど変わらない。

さらに十月十四日には、東京地評主催の反合総行動が行なわれ、合化労連、化学一般の大部隊をもつて本社に抗議を行なつた。関西でも化学一般近畿三地本支援による決起集会が十二月十八日、竜野で行なわれている。

こうした私たちの決意と支援のたたかいで十月二十四日には国交拒否をうちやぶつて、三十日に労災補償協定の締結をかちとることができた。

▽組織再建の意義

反撃の経過は以上のようなものであるが、ここで再登録によつて組織再建をかちとつた意義についてまとめておきた。

その第一は、資本のねらつた労組丸抱えの野望をうち砕いたことである。これは丸抱えは目前といこんでいた小田嶋社長とS会には大きなショックであつた。

第二は、労働組合にとっての生命である資本からの独立をまもりぬき、労働者の良心をまもつたことである。

第三は、資本の組合つぶしに対する反撃と、企業に働く労働者の生活と権利、

生命と健康をまもるための拠点を確保し、地方労働委、村井田公判をはじめとする闘いをまもりぬいたことである。

第四は、化学一般と昭和高分子労組のたたかう伝統をまもり化学一般および地域の仲間との連帯を堅持、強化できたことをあげたい。

第五は、昭和電工資本とたたかいぬいる大町、合化秩父、合化東長原、昭和発電、さらに千葉の仲間のたたかいに連帯し、共にたたかう体制をまもりぬいたことである。

そして、この間の闘いの前進と成果として、(1)資本の国交拒否をうちやぶつたこと(2)竜野支部のたたかいを先頭に全支部の事務所をまもりぬいており、支部の日常活動の活発化を実現したこと(3)建築問題の解決と労災補償協定の締結をかちとつたこと(4)地域、産別やたたかう仲間との連帯の前進などがあげられる。

もちろん、今回の組織攻撃をゆるし、多くの仲間を失つたことについては、反省すべき点が多い。それらの点についても譲り難く記すべきであるが、紙幅の都合もあるので省略したい。

職場の組合員は緊張のなかにも、仲間に裏切らなかつた誇り、自分の生き方を正直に生きたという自信にみちている。

報告し、第二組合下部組合員に働きかけた。当然のことながら、いま進められている労働戦線の右より再編にはとてもついていけない。資本に丸抱えされるとを許容しないかぎり、労戦再編OKとはいえないものである。

もう一つ、現在の労戦再編について指摘したいことは、中小企業に働く労働者をおきさりにした再編、の典型的なものになるだろうということである。未組織労働者、下請労働者ばかりではない。中

小企業の組織された本工まで見渡してられようとしている。このことに組合活動家はもつと謙虚になつて目をこらし、心を正すべきではないだろうか。

すでに述べたように私たち労働災害に対するとりくみを重視してきた。日本全国の職場で、今も労働者が労働災害にあつてはいる。至る所で労働者が倒れ自殺者が出てゐる。そして、労働者の犠牲の上に、戦争への道がしかれようとしている。

闘いは無数にある。私たちの前には、

(『社会主義』4月号より転載しました。

快諾していただいた立山学さんにお礼申

し上げます)

報告し、第二組合下部組合員に働きかけた。当然のことながら、いま進められていて、第一線の活動家がものをいえなくてどうするのか、といいたい。いうべきことをいわなければ運動にならないと思う。流れに身をまかせながら、「おれた

の若い者は……」などというのはやめてもらいたい。夕方になれば酒をのみたいだろう、マージャンもしたいだらうが、その時間をもっと活動に使うべきだ。

中小をよくめて現実に抵抗する組織はある。抵抗する組織がある以上展望はある。闘いがあるかぎり展望はある。

そして闘いを集約する組織としては確評の強化でいくべきだと思う。たしかにいまの總評には魅力は薄いが、魅力を回復するには自覺した者ががんばるほかない。私たちも攻撃はうけたが、攻撃にたえる組織はできた、と自信をもつてい

ます。

昭和年月日

全国紙パルプ産業労働組合連合会

安倍川製紙労働組合

執行委員長 鈴木卓馬殿

安倍川製紙株式会社

取締役社長 山谷幸之助

インフォーマル組織＝再建同志会の 介入は不当労働行為

紙パルプ労連安倍川製紙労組
静岡地労委昭56・11・5命令昭54(2)5・9号一部教済

申立人 全国紙パルプ産業労働組合連合会
被申立人 安倍川製紙株式会社
取締役社長 山谷幸之助

安倍川製紙労働組合

主文

- 被申立人は、本命令書受領後一週間以内に、縦一メートル、横一メートルの白紙に縦書きかかい書で、下記のとおり要書し、本社正門附近の従業員の見易い場所に二週間掲示しなければならない。初日を記載しなければならない。
- 被申立人は、本命令書受領後一週間以内に、縦一メートル、横一メートルの白紙に縦書きかかい書で、下記のとおり要書し、本社正門附近の従業員の見易い場所に二週間掲示しなければならない。初日を記載しなければならない。

記

*《今月の資料》いまこそ“反インフォーマル組織”共闘を

たことを承知しておりますが、同

会が管理職の自主的な組織であることやその内容が自論の自由の範囲内の適法な行為であると考えて、その活動を認めてきましたところ、静岡県地方労働委員会において当時の諸事情を総合してみれば、貴組合に対する支配介入行為にあたるものであると認定されました。

会社は、管理職全員が会員である「再建同志会」が、今後このようない行為を行わないよう注意致します。

(2) 会社は、昭和五四年七月、貴組合執行部の解任署名が組合員の間で行わされている際に、管理職の地位にある従業員等が、貴組合の組合員に署名に協力するよう働きかけたことが、貴組合に対する支配介入行為であると認定されました。会社は、今後、

(1) 会社は、役員を除く管理職全員が昭和五四年一月「再建同志会」を結成し、同月より同会の会報「再建」等によって、貴組合の役員の在り方や階級活動について意見を表明してき

- 申立人のその余の中立てを棄却する。
- 申立人のその余の中立てを棄却する。

理由

第1 認定した事実

1 当事者について

(1) 申立人

申立人・全国紙パルプ産業労働組合連合会安倍川製紙労働組合(以下「組合」という)は、昭和四六年一二月に安倍川工業株式会社と佐野製紙株式会社が合併し、安倍川製紙株式会社となつたことに伴い、各々の会社の従業員で組織して

いた安倍川工業労働組合と佐野製紙労働組合が昭和四七年九月二十五日に組織を統合して結成したもので、周匝地(路)に事務所を有し、本件教済申立て当時ににおける組合員は三六〇名であった。組合員は会社の管理職である課長代理以上の者

を除くすべての従業員で構成されていました。

(2) 被申立人

会社は合併以前から赤字基調となつていたが、合併後の第五〇期営業年度(昭和四六年一二月一四七九年一月)に

製紙業を営む安倍川工業株式会社として設立し、昭和四六年一二月に佐野製紙株式会社を吸収合併し、社名を安倍川製紙株式会社に変更したもので、製紙業を営み、本社を同音地(路)におき、資本金は六億七千二百万円であり、従業員数は、本件教済申立て当時三九九名であった。

会社には、本件教済申立て当時、企画室、総務部、営業部、製造部、加工仕上部、技術部及びセバレーー事業部の七部室があり、部室の下に二二の担当、課及び営業所がおかれ、部室には部室長と副部室長(副部室長のおかれいない部もある)が、担当、課及び営業所には、課長または課長代理、所長または所長代理の管理職がおかれている。会社の業務管理上の組織として、会社の常勤役員、部室長、副部室長からなる経営会議があり、各部室の所管事項の連絡調整を図ることを主たる内容としている。また、課長代理以上、取締役部長をも含む管理職全員からなる管理職会議があり、会社の経営状況、総合計画等経営上決定された事項について連絡、周知徹底を図っている。

2 本件申立て前における労使間の状況について

(1) 会社の経営状況

会社は合併以前から赤字基調となつていたが、合併後の第五〇期営業年度(昭和四六年一二月一四七九年一月)に

は、累積赤字が約四億円に達していた。

この赤字については、第五二期営業年度（昭和四八年一二月～同四九年一月）には約一・三〇〇万円にまで減少したが、石油ショック後の長期不況の中では、石油界も全品種にわたって需要が減退するとともに在庫増大が恒常化していった。会社もこの例外ではなく、正常な操業にも支障をきたす状態となつた。このようなことから、第五三期営業年度（昭和四九年一二月～同五〇年一月）以後赤字は累積し、第五七期営業年度（昭和五三年四月～同五四年三月）には、約三億円の累積赤字を抱えていた。

(2) 会社の減量化による経営合理化の推進の状況

会社は、このような状況に対応するため、一方では王子製紙株式会社（以下「王子製紙」という）からの資金的援助を仰ぐとともに、漸次、会社の主導陣や板栗重要な部署に王子製紙から派遣された者を迎えて、その再建を図つてきただ。

また、他方では、会社組織の減量化による経営合理化を図ってきた。昭和四九年一二月には、嘱託、臨時工五二名の労災退職を行い、同五〇年六月には正規職員一〇五名の希望退職を実施した。そして、同五二年一一月には、希望退職の実施の他一年間基本給七%のカットの実施や勤務方式の変更等総合的な合理化策を組合に示し、その協力方を求めるが、組

合との間に希望退職問題についてのみ

合意が成立したが、その他については合意が得られず、主要な事項については会社案を撤回するということで、翌五年三月に事態の收拾が図られた。

希望退職については、昭和五二年一月五日から一三日まで募集し、同月一五日には発令され、その時の退職者は全従業員六八〇名中の二四九名という大規模なものとなり、人風の減少、経験者の不足等から生産現場では一時期混亂も生じていたが、このような状況のもとで、会社は、同五三年四月からは従来の八クルーケー（一クルーで一台の抄紙機を操業）一クルーは四組で構成し、一組づつ三交替で二十四時間操業している。で操業していたものを、五クルーに再編した。五クルー操業態勢に再編された後、生産高は販売高に追いつかない状態がつづき、在庫の余裕もなくなり、他社からの仕入れによって受注に間に合わせることとし

た。

会社では、受注に生産を間に合わせるべく、各クルーの時間外労働により別の抄紙機を操業すること（以下「併抄」という）になり、この併抄について組合と協議を行つた。

併抄の取組みについて、組合と会社との基本的な考え方の違いから、会社の望むような協力態勢は得られなかつた。

また、同年八月に行われた組合役員選舉に際して、会社の管理職が介入したと

して、組合と会社の間に紛糾が生じ、この余波を受けて九月には、まったく併抄が行われないこともあつた。

このようなことであつて、会社では受注に生産を間に合わせるべく、併抄を強制しようとしたこともあつたが、組合がこれを阻止する等といふこともあつて、会社の望むとおりの操業は、ほとんどできぬ状況であった。

(3) 減量化運営後における資金・一時金交渉の状況

ア 昭和五三年の賃金引上げ交渉は、合理化問題についての紛糾の収束した同年三月、組合から要求書が提出され、四月一二日を回答指定日とした。これに対して、会社からは、同月一八日に回答を示すことになつたが、回答が示されないままになつた。組合は、有難回答を求め、三波・三一時間のストライキを行つた。このストライキについては、会社の東京営業所に勤務する組合員（以下「東京分会員」という）から、得意先を失うことになる等を理由にして組合に再考を求めるということもあつた。組合では、会社の恣意次第であり、会社にすべきことで、組合にいつてくるのは筋道であるとの見解で対処した。

イ 昭和五三年夏季一時金交渉は、ストライキもなく一七五〇〇〇円で妥結したが、年末一時金交渉は、会社回答が遅延するなどして、組合員は、同月一二日から三日における組合役員選舉を行つて、その結果を七月三日まで組合に報告するとともに王子製紙に

ストライキを行つた。

会社では、社内報の企画人事室ニードスや社長の「全従業員に訴える」とのビラを通して、再びの協力方を訴えた。

(4) 組合役員選舉に際しての会社側の介入問題

昭和五三年八月に行われた組合役員の選舉に際して、会社の管理職一二名が、特定の候補者の氏名を挙げて、組合員に投票を働きかける等の介入行為を行つたとして、組合は、組合機関紙「日刊伝書鳴」二九一号をもつて介入した管理職の氏名とその介入行為を具体的に挙げて非難し、「今後の労使関係の正常化を考えた場合、放置できる問題ではない」と会社及び管理職に警告するとともに組合員に結果を呼びかけた。

この問題については、組合は、組合防衛の見地から見逃せないとして会社に責任追及をしたのに對し、会社では、そのような事実はないとして紛争状態がその後もつづいていた。

(5) 日本能率協会による会社の経営診断の状況

王子製紙は、自社の系列会社が数年間にわたり、業績が改善されないことを憂い、昭和五三年六月、社団法人・日本能率協会（以下「日能」という）に会社の経営診断を依頼した。

日能は、同月一二日から三日における組合役員選舉を行い、その結果を七月三日まで組合に報告するとともに王子製紙に

報告した。(なお、引きつづき本調査も行われ、同年末にその結果が報告されたが、その調査結果も予備調査の結果とはほぼ同じであった。)

日能は調査報告の中で、事業運営の見通しについて、「五三年度を経営体質強化段階とし、これが達成されない場合は援助の打切りを含め事業を根本から考え方直す必要がある」と指摘した。これを受けて王子製紙では、「基本的に日能と同意見である」とする見解を示した。

これを受けた会社は、昭和五四年三月までに黒字に走らなければ王子製紙からの援助が打切られることになるのではないかとの危惧の念を抱くに至った。このようなことから、昭和五三年八月一二日に会社は労使懇談会を開催した。この労使懇談会には会社側から寺内克夫常務取締役以下労務担当者、組合側からは鈴木卓馬執行委員長以下執行部全員が出席した。この席上、会社から日能の調査結果とこれに対する王子製紙の見解を説明し、会社再建上の諸問題解決のための協力を要請するとともに、会社再建の最後のチャンスになるであろうということも強調し、組合の協力を重ねて求めた。

3 再建同志会について

(1) 再建同志会の結成の経緯

会社の管理職の間では、さきの日能の調査結果とこれに対する王子製紙の見解

を聞くに及んで、昭和五四年三月までに何としても黒字定着の状態にもっていかなければ、会社の存立も危うくなるのではないかとの危機意識が広まっている。会社には、従前より、課長代理以上は併扱の行わない状況を報告したのに付随して、日能の調査結果と会社再建に係る「管理職会」なる親睦団体を設け、会員相互の親睦と会社内外の情報交換を兼ねて月一回定期会を開いていたが、この時期においては、日能の調査結果と会社再建についての話題が中心となっていた。

そして、この危機を脱していくために会社のたてた方針を忠実に実行していくことが第一であるとの意向が大勢を占めていた。管理職の中には、組合が自分達の労働条件の維持に固執して、このような時期に至っても会社の方針に理解を示してくれず、春闇等にみられるようにならざるを得ないものには断固取りに闘争的で硬直的である。このことは、組合幹部の指導体制に問題がある、と考える者が相当数あった。

そのようなことによって、日能の調査報告のあった直後の昭和五三年八月の組合役員選挙においては、会社の方針に理解を示している特定候補者を支援し、組合員にその特定候補者に投票を働きかけた管理職も何人かいた。

この組合役員選挙介入問題についていっては、組合は組織防衛の見地から見送れない問題だとして、会社に責任追及を行ない、この問題で組合が、会社の要請している併扱残業を拒否したことは、さきに

認定したとおりである。このような会社の要請している併扱に対し、組合がこれを拒否するという問題がつづく中で、会社は社内報の「企画人事室ニュース」で併扱の行わない状況を報告したのに付随して、組合では、九月三〇日、組合の併扱についての考え方及び組合役員選挙についての考え方について訴えることとなり、一〇月一三日、管理職一同の名をもって「従業員ならびに家族の皆さんへ」と題して、会社再建のために会社のたてた生産体制に協力を訴えるとともに、「再建の障害となるものは断固取り除く決意です。」としたビラを従業員に配布した。

こうしたようなこともあって、管理職会においては、従来の親睦団体としての色彩から、会社再建に取組む目的をもつた団体へと脱皮していく。そして、一月中ころから会社会議室において五六回の準備会をもって、管理職会の組織を発展的に解消し、会社再建のために尽力する組織とし、名称を再建同志会とする。会の目的は、「自主的運営のもとに、危急存亡の瀬戸際にある安堵川製紙株式会社を救う道を探り、伝統ある会社の命脈を守り、会員相互の連絡を密

にして、一致協力従業員の先頭に立って、あらゆる障害をのりこえ、企業の防衛と会社再建に邁進する。」こととし、設立総会を昭和五四年一月五日(金)の午後の一七時三〇分から静岡市内のメモリアルホール神明において開催すること等を決めた。

このようにして、一月五日一七時三〇分から、静岡市内メモリアルホール神明において、会社の役員を除く課長代理以上の管理職約三〇名が参集し、設立総会が開かれ、

役員には、

会長 大岡庄吉(製造部長) 副会長

向井昌久(経理課・財務担当課長)

事務局長 堀尾勉実(営業課長)

幹事 竹島勇(沙造第二課長) 横井

省三(加工課長) 鈴木喬(経理課

長) 久保恭夫(技術部上級技術)

会計 今井清之(総務課長)

を選出するとともに、次のような決意を表明し、全従業員に訴えること等を決めた。

決意表明

明けましておめでとうございま

す。

好天に恵まれた新年を迎えました
が当社にとっては再建の成否を賭けた厳しい年の幕開けであります。

我々管理職は危急存亡からの脱却と再建のため決意も新たに再建同志

会を本日結成いたしました。

そして、再建に邁進するためには、

全員の賛同を得て、次に掲げるスローガンを採択しました。

1 再建は正義であり總てに優先する!!、再建の阻害要因は斷固排除する。

2 小企業の精神に徳する!!、当社は人故からも小企業であり小に徳する以外に生きる道はない。

3 明日の夢より今日のメシ!!、今日を生き抜くことが先決。

このスローガンの下に結果する」として、再建の道だと我々は信じます。

「やらずに悔いは残すまい」「やるだけのことはやる」

これが我々全員の決意である。皆さん同様我々にも家族があります。生活がかかるっています。家族を頭に迎わすことだけは避けなければなりません。その為には何としても当社を存続させ発展させる必要があるます。

我々は一致協力皆さんの中頭に立つあらゆる障害を乗り越えることを誓います。

皆さんの理解と協力を期待します。

以上
昭和五四年一月五日
再建同志会

(2) 再建同志会の組織及び事業内容

再建同志会は、会社のたてた再建の方針を実践していくものであり、各部署、部若手団体とか問題点を抱えてやっているが、問題点の克服、目標達成について話し合って日常の行動の中で活かしている。

こうとするものであるが、そのための組織及び事業内容は次のとおりである。

ア 定例総会 会員全員で構成し、毎月原則として第三月曜日に開くのを例としている。定例総会における協議事項は、

(1) 会社の月次決算報告とこれに関する製造、営業等各部の問題点についての検討。

(2) 部会で協約した意見について検討し、会社に意見を申入れること。

イ 部会 会員を四つのグループに分け、営業、製造等の職種が程よく混り合うように編成し、月一〜二回または必要に応じて開かれる。協議事項は、幹事会で決められたテーマについて討議し、意見の協約を行う。

これらの部会で協約された意見は定例総会に回付されて、会社に意見として申入れること等であった。

ウ 幹事会 各部会の世話役である幹事と会員、副会長及び事務局長で構成し、会の日常業務を決定したり、部会で後付するテーマの選定等を行

(4) 会報の発行 会報「再建」の発行

は、再建についての再建同志会の考え方について広く全従業員の理解を得るために、各幹事が主になって、会員全員が作成し、会員が配付等を行うこととした。

会員に対する訴え

昭和五四年一月八日(月)、再建同志会の大岡会長(製造部長)、向井副会長(経理課・財務担当課長)及び細尾事務局長(業務課長)が主になって、従業員の出勤してくる六時三十分ころ(交番一同勤務者)、八時ころ(常勤勤務者)、一四時三〇分ころ(交替三直勤務者)、一四時三〇分ころ(交替三直勤務者)及び二時三〇分ころ(交替三直勤務者)の巡回を行つて、前記の「決意表明」なるビラを会社の門前で、会社の作業用の制服・制帽姿で、手すから配布し、再建同志会の考え方について広く従業員全体に訴えた。

なお、このビラの配布については、専務取締役井上義(以下「井上専務」という)から大岡会長に対して、勤務時間中に行なうことまことに注意されたことがあります。

一般に中小企業では、注文に変更があるので、注文に応じ残業でこなす体制をとっている。このことを、当社でいえば、五クルースで六台を注文に応じて換業によって五・五台換業になつたり、四・五台換業になつたりする。さらに、確定に六台分の注文があれば、六クルースで換業を考えてゆかねばならないという事になるだろう。要するに、日本の雇用事情及び当社の実態から、小回りのあへやり方で組をもつて対処することが必要で

(5) 会員の連絡

1 再建同志会は、再建の労使関係について

(1) 会員の再建提案と組合に対する協力要請

会社は、昭和五三年一二月二十七日の会員部と組合執行部との間で開かれた労使懇談会において、井上専務があいさつの中でも、会員再建にあたつての心構えを述べ組合に協力を求めた。その主要な内容は次のとおりであった。

(2) 「明日より、まず、今日の利益を確保すること」と今日の利益を確保するために必要なことは、「明日より、まず、今日の利益を確保すること」と今日の利益を確保するために必要なことは、(1)発生に必要な量を期日までにけること。(2)よく品質の製品をつくること。

(3) コストの低減をはかること。

「小企業の精神に徳する」と

一般的に中小企業では、注文に変更があるので、注文に応じ残業でこなす体制をとっている。このことを、当社でいえば、五クルースで六台を注文に応じて換業によって五・五台換業になつたり、四・五台換業になつたりする。さらに、確定に六台分の注文があれば、六クルースで換業を考えてゆかねばならないという事になるだろう。要するに、日本の雇用事情及び当社の実態から、小回りのあへやり方で組をもつて対処することが必要で

※《今月の資料》いまこそ“反インフォーマル組織”運動を

会社は、以上のようないい心構えのもとに、組合に対し、昭和五四年一月初旬の事務折衝、団体交渉を通して、次のような提案を行った。

(c) 会社の生産協力提案

○ 生産基本体制について

1 生産体制の原則

- 1) 当月の販売に必要な量は、必ずその月のうちに仕上げる。

- 2) 五クルールで六台を注文に応じ臨機運転を行う。

2 時間外併抄について

- 1) 時間外併抄(六台目運転)の日数は固定しない。その月の販売量をつくるのに必要な日数だけ実施する。

- 2) 実施段階でその月を見通し、生産が未達成なことが明らかなときは、追加した六台目の運転を行なう。

3 時間外労働について

- 1) 三二時間のワークをはずして弾力的に運用する。

- 2) 連勤制限の緩和をする。

- シーケンス二直完操。当面週休二直を完操二直に移行し、これでも処理できない場合は、残業で処理する。

- 三〇日みかえり分操業。昨年二月の生産高は、一、四六〇トンで計画に對して一四〇トン不足している。会社としては本来マル操業をしたいと考えていた。以上の二点に立って、一号マシンを三日アラス七日時間外操業したいので、生産協力をお願いする。三二時間のわく

については、これより若干オーバーすることがあるとしても彈力的に処理願いたい。また、会社は、この提案について社内報「企画人事室ニュース」を通じて全従業員にも協力を訴えた。

そして、昭和五四年一月二三日には、この趣旨にのっとり、「時間外労働及び休日労働に関する対応」の提案を組合に行なった。

(2) 会社の再建提案に対する組合の態度

組合は、昭和五三年年末一時金要求と併せて「操業安定化のための要求」をし、おり、その中で、将来展望にたたな生産設備計画及び販売計画を具体的に明らかにすることを求めた。また、前記の会社の生産協力提案に対して、執行委員会は「増産再建問題に対する取り組み(案)」を発表し、「将来展望について」の項目の中で、「私たちは、昨年末の秋・年末闇争の中での増産問題とともに、将来の企業基盤安定のために、生産設備や営業政策について具体的に示し、それに向って努力すべきだという要求を組み交渉を進めてきた。しかし、これら

(3) 再建同志会の労使関係への対応

再建同志会は、会社再建についての考え方や再建に向けての行動について、広く従業員全体の理解と協力を求めるため、会報「再建」を発刊し、再建同志会員が会社の門前において、会社の作業用の制服用帽姿で、手すから、出勤途次の掲示板に貼付したり、時には、工場内の

昭和五四年一月二二日の会報「再建」第一号は、「再建は正義である」と題して、「再建同志会結成の目的と考え方」を示し、その中で、再建同志会の基本的な立場を明らかにして、前記「決意表明」の内容をさらに押し広めて、次のように述べた。「これを具体的に推進するにあたり、次のことを共通の認識として持っています。一小企業の精神に徹する!!」

過去がなされ、しかもそれが短期的なものではなく、将来も含めた「操業の基本」といった点に問題がある。残業が必要なときには、その都度労使協議して、従業員の努力にも拘らず累積赤字は増加の一途をたどり、危機は近づいております。将来展望もさることながら、今日を

精一杯働き、今日をどう生き抜くか(得失の信頼をどうつなぎとめるか)安倍

川製紙のために得失先があるのではな

く、得失先があつてこそ当社は成り立つ

のだ)が先決です。」とし、「以上が再

建同志会結成の主旨です。したがって、

我々再建同志会の各人は再建のため全力を挙げ、その必要性をより多くの皆様に訴え、理解と協力を求めていきます。一

方、経営に対する、ただすべきことは

ただし、経営に採り入れるべき事柄につ

いては積極的に推進する決意です。」と主張し、そして、末尾には「再建同志会」が、会社の組織、職務とは全く関係のない再建を目的とした自主的組織であり、自主的運営を行う会であること、会員は管理職に限っていることを付記して

た。

二月六日の「再建」第二号では、「再建の基本は」と題して、不況の造船業界における会社再建と取組んでいた造船会社の事例を紹介し、会社の再建について、「過去の古傷にふれることが本意で

しかし、会社は再建への努力を最後まで追求する決意であります。会社永遠の存続の為に、そして、従業員の為にも再建を目指して努力し続けます。皆さんの冷静な判断と協力を切望する次第です。」

四月二〇日の社内報「企画人事室ニュース」では、四月一九日一〇時から一〇時五〇分までスト回避について団体交渉を行ったが、予定どおりストライキが実施されたことが報告された。

組合は、回答指定日四月三一日以降早期に回答を求めてきたが、四月二六日の団体交渉において会社から回答の考え方が示されたことについて、四月二七日の組合機関紙「日刊伝書鳴」三九三号で伝えるとともに、「断固はねかえそう、ひもつき低額回答」と題して、四月三〇日に全面二四時間ストを設定していることを報じていた。

四月二八日の団体交渉で会社は次のように回答を示した。

①賃金 組合員一人平均 四、七〇〇円
②五四年上期一時金 再建協力金 一七五、〇〇〇円 社長微意 二〇、〇〇〇円 ③その他の要求は応じられない。
④六クル一編成による操業体制の確立 ⑤時間外および休日労働の覚書（五六基本協定）の締結

会社は、この回答を不可分一体のものとして示したのに對して、組合は再考を

東京あきる野市、金井町、銀座一帯のもの

おも一二日までの間と、當日劳动者と交渉

で再考の余地はないとしたため、交渉は決裂し、組合は、四月三〇日の二四時間ストを通告するに及んだ。その後、打開の道が見い出せないままにストライキが実施された。

五月に入つて、二日午後の事務連絡（事務折衝）で、組合から現在の状態を打開するため、三日と四日の団体交渉を申入れたが、会社は、現状では交渉の進展する余地はないので、冷却期間をおいて、来週火曜日（八日）に開きたいとした。

組合は、五月四日の組合機関紙「日刊伝書鳴」三九六号で、「会社はストライキなどに文句をつける前に、回答押しつけ態度を改め、団交に誠意をもつて応じ解消への努力をすべきではないか。」として、会社の態度を非難した。

さらに、五月八日、九日の団体交渉を前にして、団体交渉が決裂した場合の闘争日程について、一〇から一二日まで時間スト（第三波ないし第五波）を設定したことを、五月七日の組合機関紙「日刊伝書鳴」三九七号で伝えた。

五月八日、九日と行われた団体交渉において、組合から回答の全般的再考慮を条件としてスト回避をしてよいとの提案が行われたが、会社は回答についてこれ以上考慮する余地なしとして物分れとなつた。

そこで、組合は、五月九日、翌一〇日まで約一ヶ月の闘争と、當日劳动者と交渉

職場の各直勤務者が交互に行う時間ストを通告し実施した。

これに対しても、会社は、五月一一日、連続運転を建前とする会社の製造工程の性格上、企業運営上耐え難いものであるから、止むを得ず何等かの対抗措置をとらざるを得ない旨の通知書を組合に発した。また、同日の事務折衝において、会社から、今後、勤務に關係のない者が許可なく構内、職場に立ち入つたり、構内で許可なく組合活動を行つたりしないよう申入れたが、五月一四日の第三波ないし第五波の時間ストに際して、組合の執行委員等がこの申入れを無視し、職制の制止を聞き入れず構内にストライキの実施状況を監視するために立入つたとして会社は組合に抗議の申入書を手交した。

組合はこれに対しても、ストライキを徹底するためやつているもので、このような抗議は会社のいやがらせだと反対に抗議をした。

五月一六日、組合は、機関紙「組合情報」で、今春闘について「方針の再確認」とこれから闘い」と題して、次のように主張した。①会社の態度が「回答書の内容は変更する意志は特にない」「五項目は一括解決だ」として終始している。このため、やむを得ずおこなう時間ストに対し「何らかの対抗措置をとる」とや、スト時間徹底のための従来から行ってきた行動に対しても規制しようとしている」とし、現在の賃上げ、一時金の金

社回答について、昨年三、五〇〇円を始めとしてここ数年まさしく「ガマンにガマン」を重ね、耐え抜いてきたこと、今

の会社の状況から、世間並みの賃上げや一時金は困難で、そこまで望んでいないが、近づける努力をすべきだ。②六クル一問題については、「会社から提案されたからという消極的なうけとめではなく、早期に確立していく必要がある」と真剣に考えている。ただ、具体的な成案の中で、「現状人風」や「協議調和な場合九月から会社案で実施」などといふ前提条件をつけるのではなく、今春闘の中では六クル一体制についての基本的合意を行い、そのうえにたって、九月までの間、労使双方が実施に向けて誠意をもって努力をしていくことが重要である。同時に具体化にあたっては、「むだ汗」を流さないために全般にわたる経営政策を明らかにする必要がある。③三六協定、残業併抄については、「◎基本協定は三二時間（一ヶ月）の組合提案で結び、自由操業は認められない。◎併抄については三三時間の範囲内で行っていくが、「六クル一操業」が確立されば、不安定な残業併抄による操業から一步前進することはまちがいない。したがつて、六クル一体制が確立するまでの間、三六協定の彈力的運用をはかり、從

* 《今月の資料》『反インフォーマル組織』運動を

そして、団体交渉の行き詰まりを打開するため、会社の最高責任者である山谷社長の出席を求めるとともに、五月一七日から二二日まで団体交渉を集中して行い問題解決に努力していくと訴えた。

一方、会社は、五月一七日の社内報「企画人事室ニュース」通刊一四一号で「企業実態の認識の上に立って会社回答に理解と生産協力を」と題して、「会社回答の背景と考え方」について会社のかれた状況を説明し、「他の再建会社では三・三制（交替勤務者の勤務体制が三組三交替のものをいう）、休日賃、賃金カットあるいは昇給停止等厳しい再建策で努力しているところもある。当社の実情から言えば、本来こういう提案のところであるが、従業員のことも考え、回答の提案のとおりとした。是非協力してもらいたい。」と述べ、さらに、「労使の協力なくして再建は不可能。組合は生産協力は今すぐに」として、組合が高額な要求を出し、「回答前にストを打ち、会社回答にはと付きと非難する一方で、現状、企業再建に不可欠な、しかも、自ら必要と認めている併抄を春闇がらみで拒否し続けております。組合が、企業の実態と再建について、どのように認識しているか、はなはだ疑問に感ぜざるを得ません。眞に企業実態を認識し、再建を望むなら、春闇は別に、すぐ出来る併抄等の生産協力は今すぐ行うべきではないでしょうか。」「スト 자체は法に認め

られた行為であります。会社の現状では組合の実力行動の圧力で条件があげられるような苦しい状況ではなく、益々赤字を大きくし、再建を困難にするのみであります。今一度、組合、従業員の冷感な判断を強く要請するものであります。」と訴えた。そして、また、四、五月の生産実績が計画に對して大幅に落ち込んでいる状況を説明し、「この状態が続けば、資金増どころではない。企業再建もむずかしいことは誰がみても明らかであります。民間企業では、他に誰も解決して助けてはくれません。結局、我々自身が苦しくても頑張るより他はありません。この企業実態のなかで、自分自身のために、われわれは何を為すことが大切か、よく理解いただけるものと思います。会社は再三説明しているとおり、今まで遅い、全面協力さえあれば、必ず再建できると確信していますので、販売の拡大をはかることです。次に、たまり不分は併抄して生産することです。一ヶ月の操業日数は平均すると三〇日なく、二九日と一寸しかありません。今は、企業再建のために一日一日がとても貨運になっています。たとえ一日工場が停つても大きな損失（お金と信用）となり、しかも過ぎ去った日が帰つてこないよう、その損失は永久に取り返すことできません。貴重な一時間、一日であります。大切な行動しましょう」と述べた。

翌一八日の社内報会報「人事室ニュース」通刊一四二号でも、「ストで条件を上げられる実情かどうか会社の実態を正しく認識してほしい。併抄拒否、ストのつけは必ず自分自身が払うことになる。組合は併抄等出来る協力はすぐやつてはしません。眞に企業実態を認識し、再建を望むなら、春闇は別に、すぐ出来る併抄等の生産協力は今すぐ行うべきではないでしょうか。」「スト 자체は法に認め

られた行為であります。会社の現状では組合の実力行動の圧力で条件があげられるような苦しい状況ではなく、益々赤字を大きくし、再建を困難にするのみであります。今一度、組合、従業員の冷感な判断を強く要請するものであります。」と訴えた。そして、また、四、五月の生産実績が計画に對して大幅に落ち込んでいる状況を説明し、「この状態が続けば、資金増どころではない。企業再建もむずかしいことは誰がみても明らかであります。民間企業では、他に誰も解決して助けてはくれません。結局、我々自身が苦しくても頑張るより他はありません。この企業実態のなかで、自分自身のために、われわれは何を為すことが大切か、よく理解いただけるものと思います。会社は再三説明しているとおり、今まで遅い、全面協力さえあれば、必ず再建できると確信していますので、販売の拡大をはかることです。次に、たまり不分は併抄して生産することです。一ヶ月の操業日数は平均すると三〇日なく、二九日と一寸しかありません。今は、企業再建のために一日一日がとても貨運になっています。たとえ一日工場が停つても大きな損失（お金と信用）となり、しかも過ぎ去った日が帰つてこないよう、その損失は永久に取り返すことできません。貴重な一時間、一日であります。大切な行動しましょう」と述べた。

四月二四日の会報「再建」第一三号では、「再建なくして我々の生活があるはずがない」と題して、三月の月次決算で黒字決算となつたこと、「この再建の芽を大切に育てるか、逆にその芽をつみとつしまつて再建をむずかしいものにしてしまうか、この二、三ヶ月が最も大切な時期にある。」ことを説いたうえで、「それだけに、四月一七日からの併抄のための時間外拒否や四月一九日のストラキは誠に残念であり、もっと慎重、柔軟に対応してほしかった。今は全力を

げて再建に取り組む時であり、労使が協調して再建に取り組んでいる姿勢を示す時です。」と併せて「四月一九日のストライキが再建のためには阻害となっていることを重ねて訴えた。

団体交渉において労使の主張が膠着状態におち入った五月三日には、会報「再建」第一四号で、「こんな状態では何をして再建は可能か?」と題して、「会社の累積赤字と借入金の状況を説き、「三月(月次)の黒字決算を一つの足がかりとして、再建を軌道に乗せよう」という重要なときに行われたストライキは誠に残念であり、内外に与える影響は大きい。こんな状態が続いて、はたして会社存続がありうるだろうか?」と組合のストライキに対する厳しく批判するとともに、「より多くの貸上げを得るために、その基盤である会社を一日も早く再建することが先決である。」とし、「当社の数十倍もの規模を持ち企業内容ももととすぐれている造船大手ですから、厳しい現状を直視して五、一〇〇円・五、五〇〇円で妥協している。」と他企業の例をひき、「生産、販売が計画通り達成できなければ、赤字は更に増大し再建は益々むづかしくなり、支払い能力がなくなるのは民間企業の宿命である。我々は会社再建の最後のチャンスを大切にし、労使一体となつて取り組まねばならない。再建がかなつてこそ、我々の生活基盤も労働条件の向上も実現されるというものではない」と述べて訴えた。

だらうか。会社を倒産に追いやることで、失つてしまふか、自らの手で将来の展望をつかむことができるのかの重大な別れ道にきていた。」として、会社の計画にしたがつた業務を行つていくことが、再建への道であり、生活基盤の確立と労働条件の向上につながるものであることを語った。

五月八日の会報「再建」第一五号では、組合が当日及び九日の団体交渉を前にして、団体交渉によって会社回答が遅延をみせない場合は期限ストップを予定していたことに関連して、「今はやる時期でない」と題して、「三月の収支は、一〇〇万円の黒字を達成したが、これは、みんなの努力と汗の結晶であり、その意義是非常に大きい。数少なくなってしまった経験者が、二人前、三人前にみんなをひっぱって頑張った。また、新しく入った未経験者も意欲的に仕事に取組んで、これが先決である。」とし、「当社の数十倍もの規模を持ち企業内容ももととすぐれている造船大手ですから、厳しい現状を直視して五、一〇〇円・五、五〇〇円で妥協している。」と他企業の例をひき、「生産、販売が計画通り達成できなければ、赤字は更に増大し再建は益々むづかしくなり、支払い能力がなくなるのは民間企業の宿命である。我々は会社再建の最後のチャンスを大切にし、労使一体となつて取り組まねばならない。再建がかなつてこそ、我々の生活基盤も労働条件の向上も実現されるというものではない」と述べて訴えた。

去年はたしかによくやつた。初めはどうなることかと、誰しもが思つたが、それを見事に克服した。本当に夢中の時期であったと思う。これからは、今年を尾盤の年、来年(五五年度)を発展の年として、とにかく、三年間は残ったからには一杯やるんだ。チカラで取ろう。会社は悪だという考え方で果して生活の基盤が守られるだらうか。重大な判断をせまらされている時である。」と組合の考え方、闘争方針に対しても、暗に取扱選択を呼びかけた。

五月一〇日の会報「再建」第一七号では、「過去のくり返しはゴメンダ!」と題して、「三月の黒字の意義は大きい。夢中の年(五三・五四年)基盤の年(五四年)発展の年(五五年)再建のステップは確実にすんでいい。」

そして、それを実現達成するには、労使が協力しなければ不可能なことは誰もが知っている。そこで非常に重要なことは、指導的立場にある人の信条・考え方である。四〇〇人の従業員とその家族がかかるつているんだから。あくまで安堵川という企業基盤に立つて考え・行動することだ。かりそめにも、「企業はつぶれてもよい、権利・主義だけを守る」といっておられた。

だらうか。会社を倒産に追いやることで、失つてしまふか、自らの手で将来の展望をつかむことができるのかの重大な別れ道にきていた。」として、会社の計画にしたがつた業務を行つていくことを表明り自力で立ちあがるしかない。

去年はたしかによくやつた。初めはどうなることかと、誰しもが思つたが、それを見事に克服した。本当に夢中の時期であったと思う。これからは、今年を尾盤の年、来年(五五年度)を発展の年として、とにかく、三年間は残ったからには一杯やるんだ。チカラで取ろう。会社は悪だという考え方で果して生活の基盤が守られるだらうか。重大な判断をせまらされている時である。」と組合の考え方、闘争方針に対しても、暗に取扱選択を呼びかけた。

五月一日の会報「再建」第一八号では、「マンネリからの脱皮」と題して、「日々の作業でも同じようなトラブルがくり返されることは、マンネリ・眠着・沈黙・その日暮らしだあることを証明するものである。何とかこの状態からみんなで脱却しなければならない。「ムツカニイ」「大へんなこと」であるが、これらの一つ一つを打破していくことが、「安心して働ける企業」となるのである。一年一日の如く、ストライキのバーンをくり返していくことから脱却するのもその一つ。会社に打撃を与えることのくり返しでよいだらうか。

われわれの生活の基盤を守るためにも、みんなで其効に考えてほしい」と思ね

五月一二日の会報「再建」第一九号では、「今こそ本音の話し合いを」と題して、「今朝までの時限を含む四波にわたるストはまさしくタコが自分の足を喰っている姿と同様我々従業員の生活をおびやかしつつある。『併抄』という汗の結晶で得た三月次の黒字を自分達の自信として力強く前進することこそ再建への確実な歩みであることは口に出さなくても、お互いに承知していることである。」現在も続いている併抄拒否、本日一五時より設定されている第五波のストは明らかに再建を阻害する方向に進んでいる。

これが我々従業員の本音だろうか。本音論争をすべきである。」として、併抄拒否及びストライキが再建阻害要因であること明示して、組合に本音論争を呼びかけた。

このような再建同志会の活動に対し、組合は、五月一二日に再建同志会の三役に対し、「彼らの内容からみれば終始組合攻撃ではないか、再建に対しても権限もない組織と再建論議をして意味がないが、組合の再建に対する会社への取り組みも理解しないで、單に組合を敵視するやり方には納得ができない。真に再建を考えているなら、会社に対しても具体的な施策を同志会として示したらどうだ。」と抗議したのに対し、再建

同志会側では、「同志会は僕の組織である。管理職としてのタチの組織で具体的な施策は提言している。」と答えた。

6 第一次申立て（昭和五四年（不）第五号）から第二次申立て（昭和五四年（不）第六号）に至るまでの労使間の状況について

(1) 第一次申立てから王子訴え行動までの労使関係
ア 第一次申立てから王子訴え行動までの労使関係

会社では、今次の春闘要求に対する会社回答について五月二三日、社内報「企画人事室ニュース」通刊一四三号で、「会社見解について」と題して、三月二〇日、組合が賃上げ、一時金要求を提出して以来五月二二日までに一一回に及ぶ団体交渉を行ってきたが妥結に至らず、組合から五月二三日、二六日及び二九日の各一五時から翌朝七時までの時限スト並びにスト当日の代番者を除く時間外労働拒否を通告してきたことを報じた。

また、「再三、団交あるいはニュースで説明しているとおり、会社の現状は倒産

会社の実態と何ら変らないものであり、終始組合攻撃ではないか、再建に対しても権限もない組織と再建論議をして意味がないが、組合の再建に対する会社への取り組みも理解しないで、単に組合を敵視するやり方には納得ができない。真に再建を考えているなら、会社に対しても具体的な施策を同志会として示したらどうだ。」と抗議したのに対し、再建

の従業員の幸福のことなどをどう考えているか、はなはだ疑問に感ぜざるを得ません。」と組合の態度にふれ、ストライキ、併抄拒否等により生産高が大幅に落ち込んでいること、組合の予定しているストライキを入れて、四月度、五月底の実績及び見込みを出すと、計画より五〇〇トントの不足、金額で一人当り約一八万円の損失となり、これは、終局的に全員が背負ってゆかなければならないことになること、その他、安倍川は頼りにならないという信用の低下の問題が出てくる等、

今後に悪い影響がでてくること等を説き、「これからも、生産協力するこ

とが、問題解決、再建の早道であり、こ

れしかない」ということが、よく理解頂けるものと思います。また、是非ご理解、納得を頂きたい。厳しい企業の実態ではあります、会社提案に全面協力してもらえば会社は必ず再建できると確信しています。時機を失たら再建は不可能になります。」と訴えた。さらに、「会社の提案は、①原則として現有人員の範囲内で大クル一編成操業の確立②一定期間時間外併抄③三六協定の一部弾力的運用であります。①については、低成長経済下では、好、不況業種の企業にかかる日本全国どの業種もやっています。」と述べています。さらに、「づければ再建を不可能に落し入れます。」として、「組合が企業の現状の認識の上に立って、本当に從業員の生活のことを考えているのか、真

基本協定は例え当社よりも少なくとも、必要に応じ彈力的に適用しているのが実態であります。（現在は不況でむしろ時間外を抑制しているところが多いのが実情です。）

かのようにみてくれば、会社の提案がそんなんに無理を強いているものではないことを、わかつて頂けると思います。われわれの眞の幸福は、企業基盤の安定の上にこそ築かれるものであります。どうか

会社を信じ、全面協力をして頂くより、組合及び全従業員に重ねて要望するものであります。」と会社の方針に全面的協力を訴えた。

五月二三日は組合の通告どおりストライキが実施され、五月二六日の第七波ストを前にして団体交渉が行われたが労使の主張は並行したまま進展をみせず同日及び五月二九日の第八波ストが実施された。

組合は、安倍川製紙における春闘の行きづまりを開拓するために、五月三一日、六月八日、一二日、一六日及び二二日の五回にわたり、大型バスで、王子製紙本社（東京）または同社の春日井工場（愛知県春日井市）に組合員を労働して、安倍川製紙における再建の問題、春闘の状況について組合の考え方を訴えた

ピラの配布活動（以下「王子訴え行動」という）を行った。

会社は、組合の王子訴え行動に際して管理職を動員して管理上の手落ちのない

よう見張らること等をしたので組合員の中には、王子訴え行動に参加しないよう管理職から説得された者もあって、この行動に参加することをチェックされた感じを抱く等、心理的抵抗を感じた者もあった。

また、管理職の中には、大岡製造部長

のよう、このような親会社である王子製紙に対して訴え行動を起すことは、元来、自力で解決すべき事柄を他に持込むことであり、安倍川製紙は何をしているのかという目で見られることになり、会社の再建にとってマイナスになると考える者もいた。

そのようなものもあって、同製造部長は、六月中旬、組合員である妙造一深淵成班の後藤光彦の自宅を訪ねて、個人と面談し、会社再建について話合った中で、王子訴え行動の問題に触れ、「再建とか、今の賃金関係の紛争の解決のためには、六月中旬、組合員である妙造一深淵が後藤光彦の自宅を訪ねて、個人と面談し、会社再建について話合った中で、王子訴え行動の問題に触れ、「再建とか、今の賃金関係の紛争の解決のためにアラスにならないと考える」などわざ、王子へのピラ配りは、王子の反感をかう」として、「王子から手を引かれると安倍川はつぶれる。」したがって、「王子へのピラ配りはやめた方がよい。」として、後藤光彦が六月二二日に予定している王子訴え行動に参加しないように説得した。また、同月二一日一四時三〇分過ぎに仕事中の組合員である妙造一深

一・六号機班の大隈幸一のところにも来て、休憩室に来るよう呼び出した。大

行くと、同製造部長は、同人としばらく雑談した後、王子訴え行動の問題に触れ、王子製紙が迷惑しているので、そういう行動はとてほしくないと参加しないように説得した。これに対し、大隈幸一は、「みんなが行けば、私も行きます。」と答えた。
梶川明達企画人事室人事担当課長は、六月一一日夕方、組合員である妙造一深淵機班の佐藤泰の自宅に電話で、「明日は王子へ行く日だと思うが、あなたは行きますか。たとえば、頭が痛いとか、奥さんが具合が悪いとか、何かの理由をつけて行かないてくれ。」と王子訴え行動に参加しないよう呼びかけた。
この間、五月二六日に団体交渉を行ったが進展のないままに、組合は同日及び同月二九日に第七波、第八波のストライキを実行した。さらに、王子訴え行動期間に中の六月一五日、一九日及び二九日と団体交渉を行つたが、進展を見ないままに終った。

イ 再建同志会の労使関係への対応
再建同志会は五月に入ると連日、会報「再建」第三〇号は、「もう一度よく考たる管理職が從業員に配布していた。

五月二六日の団体交渉の当日の会報「再建」第三〇号は、(一)生産性向上による会員に対する賃金改定の問題、(二)雇用維持のための退職者に対する代替わりの問題、(三)労使の信頼回復のための意見交換の問題、(四)労使の信頼回復のための意見交換の問題などを主とした内容で、労使双方に受け入れられる形でまとめられた。この間、五月二九日に第六波のストライキが実行され、午後六時半に終り、午後七時から労使双方による意見交換が行われた。この間、労使双方が受け入れられる形でまとめられた。この間、労使双方が受け入れられる形でまとめられた。この間、労使双方が受け入れられる形でまとめられた。

五月三〇日の会報「再建」第三三号は、「全従業員にうつたえる(その一)」と題して、「再建同志会はみなさんにうつたえたい。金になることは即座に実行しよう。苦い訳・理屈はあとだ。明日から併せをやつかせ」と訴えた。このにつづいて、五月三一日の会報「再建」第三四号は、「自分の尻は自分でふこう」と題して、「○ストライキで打撃を受けて、他社並をむしり取ろうとするか ○コツコツ企業力ををつけ、他社並に追いつけ、選択をとどめよう」と題して、「三月の月次決算はやっと墨字となって、会社再建の足がかりをつかみかけた。しかし、四月度は、組合のスト・休暇拒否で生産は計

園より一二五トンも不足し、これによる損失は約三千万円になるという。これで一月上げどころか、再建もどうなるとかわからない。自分で自分の首をしめていることに、早く気付くべきである。幸一は、「みんなが行けば、私も行きます。」と答えた。

梶川明達企画人事室人事担当課長は、「シワヨセ」という、どちら方をするのが正しいのかと考へる。「暫定案で実

施とはなにことだ」「一方的に押し殺されてたまるか」「白紙にハシゴが押せるか」など、六クル一についていろいろ取扱はされた。六クル一について、会社再建・発展が我々の生活基盤の安定向上につながる唯一の道であること、ぜひわかってほし」と、組合のストライキ・併せ拒否を批判した。

五月二九日の第八波ストライキ当日の会報「再建」第三三号では、「再建同志会は何をしようとしているのか」と題して、組合が会社回答(提案)に反対している理由の中に、労使の信頼回復の欠如をみて、「お互に立派な歯車をもつても、かみあわないことは話にならない。この歯車を組み合わせることこそ、われわれ再建同志会の使命であると考える」と再建同志会がなすべき役割について訴えた。

五月三〇日の会報「再建」第三三号は、「全従業員にうつたえる(その二)」と題して、「再建同志会はみなさんにうつたえたい。金になることは即座に実行しよう。苦い訳・理屈はあとだ。明日から併せをやつかせ」と訴えた。

六月一日の会報「再建」第三五号は、「自分の尻は自分でふこう」と題して、「○ストライキで打撃を受けて、他社並をむしり取ろうとするか ○コツコツ企業力をつける、他社並に追いつけ、選択をあやまつてはならない。もう一度、冷感力は一朝一夕に作られるものではない。に考え判断行動してほし」として、次

* 《今月の資料》いまこそ「反インフォーマル組織」運動を

複数社つづじ会社において、組合執行部批評派グループである組合執行部解任請求署名活動の代表となった者等一五名が参加して「しんせい会」なる名の下に、外部から来た調査による現在の組合の方針、上部団体である紙バ労連を批判・非難した講習会が開かれていた。

七月二三日「しんせい会」代表と組合執行部との間で話し合いが行われ、その中で、「しんせい会」代表と「組合執行部解任請求」代表がほぼ同じであることが、「しんせい会」代表によつて明らかにされた。

組合執行部から「しんせい会」側に解任署名の提出方を求めたが、「しんせい会」側はこれを提出しなかつたので、組合は、組合内部に混乱の生ずるのをおそれ、例年より選挙期日を早め、七月二十四日～三〇日を投票日と決議した。この選挙において、現執行部と「しんせい会」側の立候補者との間で争われたが、「しんせい会」側は全員敗れた。その後、「しんせい会」に参加した人達が中心となって、九月一〇日、八二名が組合を脱退し、九月二〇日には安倍川製紙新労働組合を結成することになった。

なお、組合は、八月三一日に組合執行部の解任署名活動に会社の管理職が介入したとして、不当労働行為の救済申立て（第一次申立て）を行つた。

(3) 組合執行部の解任署名活動とこれに対する管理職の介入について

組合は、六月下旬に組合員から組合事務所に電話があつて、執行部解任署名がまわっているけれども、一体どういうことだ、との問合せがあつて、このような動きのあることを初めて知り、調査したところ次のよろな事実が明らかになつた。

ア 施設課汽缶に所属している組合員立花透は、数年来高血圧症からくる苦楚が不自由なうえ、昭和五二年一〇月には会社内で心筋梗塞で倒れ、一年余の闘病生活の結果、軽作業に従事するなら、一度に一度の検査通院を受けることを条件に昭和五四年五月から復職できることになった。このようなことから、企画人事室の労務安全衛生担当課長である竹原透三郎（以下「竹原課長」という。）は、常々、同人の体調、仕事の内容、職場の状況等について頭を合わせる度に注意したり、激励したりする関係にあつた。

七月七日居る、立花透は王子訴え行動に参加しなかつたので、そのかわりに、組合が張り合った状態を解決するには、今の組合の委員長あるいは上の役員二～三人を代えれば、王子も何とか解決してくれるだろう。王子へのビラ活動で王子は怒っている。金を借りるにも、安倍川の細部にわたる報告がないと貸してくれなくなつた。あなたも協力して他の人を説得してほしい」とつた。大限第一は、「自分は口が下手なので、それができない」とことわると、「永田さん

「近藤課長代理」といふ。当時「課長」はいなかつた）は、昭和五四年四月からこの職に就いていたので、新任間もなくともおつて部下との話し合いの場をつくり心がけていた。同人は、日曜日には安倍川のスポーツ広場でジョギングをするのを常としていたので、七月八日の日曜日の朝もいつものようにジョギングをやつた。この時、自分の株の一日功は何のことかわからなかつたので、「リコールの会って何ですか」と問い合わせたところ、「江畠か根山にどういう会か近くにあることを思い出し、会つて話合つてみよう」と思い、大限幸一に電話したところ、「今日は町内の掃除があるから」とことわられた。近藤課長代理は、「まだ、連絡する」とつて、一たん電話を切つたが、その後、一〇時ころ再び大限幸一に電話をかけ、会つて話したこと申込んだ。その結果、安倍川の河川敷のスポーツ広場で会うことになった。

近藤課長代理は、大限幸一に向つて、「今組合をどう思うか」「私がこういふことはおかいが、今の会社と組合が張り合った状態を解決するにあたり、激動したりする關係にあつた。

オ七月一六日居る、竹原課長は沙造第一課調査所の市川锐和宅に電話で、「今組合の委員長あるいは上の役員二～三人を代えれば、王子も何とか解決してくれるだろう。王子へのビラ活動で王子は怒っている。金を借りるにも、安倍川の細部にわたる報告がないと貸してくれなくなつた。あなたも協力して他の人を説得してほしい」とつた。大限第一は、「自分は口が下手なので、それができない」とことわると、「永田さん

ちゃん（永田田）・沙造第一課一・六号機班作業員が署名をもつていくのでよろしく協力してほしい」といわれた。

ウ 七月一二日二二時二八、取締役・セバレーー事業部長の細谷裕司は、同部生産課仕上部の望月功に電話で、「リコールの会に入れ」とつてきただ。望月功は何のことかわからなかつたので、「リコールの会って何ですか」と問い合わせたところ、「江畠か根山にどういう会か聞いてくれ」といわれた。

エ 七月一五日一七時三〇分ころ、大限幸一課課長は沙造第一課調査所の山中浩宅を訪ね、しばらく懇談をした後、「ところで、署名したか」と聞いたので、山中浩は、「内容がわからないのでまだ署名していない」と答えると、「内容のわかるだけに話をさせよう」といった。そこで、山中浩がことわつたところ、「ゴンちゃん（前記永田田）にくわしく話をさせるから」とつて、組合執行部の解任署名を働きかけた。

オ七月一六日居る、竹原課長は沙造第一課調査所の市川锐和宅に電話で、「今組合では会社再建に問題があるから執行部を変える署名を協力してもらいたい」と、組合執行部の解任署名に協力を求めてきた。

カ 沙造第一課一・六号機班作業員は、竹原課長が話しかけてきて、「現執行部では会社がつぶれてしまう」「署名をよろしく」とつて、組合投票員解任署名の協力を求めてきた。

全国人事部長の各部署からも各地に推奨し得るところである。

このことが、管理職の目から見たときに、組合が会社のおかれた状況を認識していないし、認識しようとしている。会社の諸提案に対しても、組合員の労働条件の維持にのみ力を入れて従来の態度を固執して、硬直した態度を保て、会社と対立して、すぐ併せて拒否とかストライキに訴える等、組合の本質そのものに問題があるとの認識をもつて至ったことについても、さきに認定したとおりである。

このようなことから、管理職の一部が、昭和五年八月の組合役員選舉に際して、会社の方針に理解を示している特定の候補者を支援し、組合員に直接働きかける行動をとらせたものと思料される。

(2) 「再建同志会」による組合運営の介入問題について

ア 「再建同志会」と会社との関係

再建同志会は、会社役員を除いた課長代理以上の管理職全員をもって組織するものであるが、これは、管理職が任意に、会社再建の目的のもとに結社したものであるから、会社の構成とは関係ない別の組織であることは、会社の主張するところである。

しかしながら、「再建同志会」は、会員が会社役員を除く課長代理以上の管理職全員となっており、管理職のうち、部室長、副部室長は会社常勤役員等と共に

経営會議に参加するものであり、課長、課長代理は管理職会議に参画するものであって、会社の重要事項に携わる者であり、かつ、各所属の部下である従業員を指揮監督下におくものであるから、これらの管理職が、本件のように従業員のみを組合員とする組合の組合員に対して行った労働組合に関する働きかけについては、私的な行為であることが明白である等の特別な事情のない限り、会社がそれを組合員とする組合の組合員に対して行なった労働組合に関する働きかけについては、私的な行為であることが明白であることを承知し、黙認している以上、使用者として、その責を負うべきものと考える。

そこで、本件について、そのような特別事情が存するかをみると、昭和五四年一月二二日の再建同志会「会報」第一号の末尾に再建同志会が会社の組織、職務とは全く関係のない組織であり、自主的運営を行なうことである。会員は管理職に限っていることを付記しているにとどまり、かえって、(1)管理職が、その部下である従業員・組合員の出勤途次に、(2)会社の門前で、(3)会社の作業用の制服製相談で、(4)会社の広報紙「企団人事室ニュース」と題旨において同様の「決意表明」ピラや同会「会報」を手渡しているのであるから、これを受取る従業員・組合員にしてみれば、これが、会社と関係のない私人的行為として、受け止める

二直勤務者の出勤時間に合わせて一五時ころ、同じく配布したことについて、大國再建同志会長(製造部長)は、このことは、「ウッカリした」と証言しているところからみても、多くの部下を管理する地位にある者が勤務時間中にウッカリ配布したという程に管理職自身会社の仕事と混同していたとみられるような状況にあつたものと思われる。

そして、会社もまた管理職全員が会員となつている「再建同志会」であるから、その活動について十分承知しているものと思われる。

したがつて、「再建同志会」の行為は全体として、本件における関係においては、使用者が、その行為の責を負うべきものと考えられる。

会社は「管理職組合」たる再建同志会に対しても、國与する権限も能力もないといふが、再建同志会の目的が、会社の再建にあり、会員の労働条件の維持改善を中心とする目的としているものでない以上、組合といえないものであり、前記の組合の労働組合であるいわゆる管理職組合といえないのである。また、前記の組合の労働組合が「再建同志会」なる名のもとに、従業員・組合員に労働組合のことに關して働きかけている以上、会社は、同会の行為に対し、この限りにおいて譲与する权限と責任があるといふべきである。

イ 再建同志会の活動と官能の自由

労働組合も一個の社会的存在である以上、その存在あるいは運営等について批判の対象となり得ることは当然である。

そして、労働組合を批判するということは、その存在価値とか運営に対する改革を求めるものであるから、その対象に對して、介入的要請が入り込むこと、または、その存在価値とか運営に対する改

方とか労使紛争中の組合の諸活動に対するものであること、即ち、再建同志会の「決意表明」と題して最初に配布されたビラが、「再建は正義であり、すべてに優先する。」とし、つづけて「再建の阻害要因は断固排除する」という強い決意を表明したうえで、再建の「阻害要因」はどういうものかについて、同会の会報「再建」で当時、会社・組合間で紛争状態にあった春闘・夏闘・一時金争議に関するして、組合の要求内容の批判、闘争方法としての併抄拒否やストライキについて、繰り返し批判し、組合指導者の信条・考え方を問題にしてこと等の諸事情を総合して判断すると、このようないきを受け取った部下たる従業員=組合員は、上司である管理職=その集団である「再建同志会」の意向をおしぬかいで管理職の意に反する組合活動に対して心理的抵抗をいたしたことになり、ひいては、組合員の自由な組合運営に対する意思決定を阻害することになり、会社がこのような「再建同志会」の行為を然認してきただことは、労働組合法第七条第三号に該する支配介入の不当労働行為になるものと認めざるを得ない。

(3) 組合執行部の解任署名活動といれに対する管理職の介入について

管理職が、会社の直面している状態に危機感を持って、会社再建について焦燥感を抱き、自分達の考えている会社再建に協力的でない組合の体質の改革を望

み、組合役員選舉に介入し、さらに、自

分派の集団である「再建同志会」により、組合員=従業員に対する、直接に組合執行部や闘争方法についての批判を報りかえし、組合批判勢力が生じて、組合執行部に対する解任署名が行われるようになると、管理職が、これに呼応するかのように部下たる従業員=組合員に署名に協力するように働きかけたことについては、前記認定したとおりであるが、こ

れらに類似した事実が相当にあったこととは組合副執行委員長の佐藤慎也の証言等からしても想像に難くない。

よって、これらの事実を否定する会社の主張は、いずれも採用できない。

そして、これらの事実はいずれも会社の管理職としての地位において為されたものであるから、私的な関係における行為としての明白な事情の存在しない本件においては、会社が責を負うべきものとして、労働組合法第七条第三号に該する支配介入の不当労働行為といわざるを得ない。

昭和五六年一月五日

静岡県地方労働委員会
会長 戸塚 敏造

該当する不当労働行為である。

よって、労働組合法第二十七条及び労働委員会規則第四三条を適用して、本文の